

坂東市
地域福祉計画(第3次)
・自殺対策推進計画
【素案】

坂 東 市

目 次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	1
(1) 地域福祉計画.....	1
(2) 自殺対策推進計画.....	2
2. 計画の概要.....	3
(1) 法的な位置づけ.....	3
(2) 関連計画等との関係.....	4
(3) 計画の期間.....	5
3. 計画の策定体制.....	6
第2章 坂東市の現況.....	7
1. 坂東市の現況.....	7
(1) 人口、人口構成、世帯の状況.....	7
(2) 高齢者の状況.....	10
(3) 障がい者の状況.....	12
(4) 子どもの状況.....	14
(5) 地域の状況.....	19
(6) 外国人の状況.....	22
(7) 自殺についての状況.....	23
2. アンケート調査結果にみえる市民意識.....	27
(1) 調査の概要.....	27
(2) 主な調査結果.....	28
3. 福祉の視点でみた坂東市の主な特徴と課題.....	40
第3章 地域福祉計画.....	41
1. 基本理念.....	41
2. 基本目標.....	42
3. 計画の体系.....	44
4. 具体的な取組.....	45
第4章 自殺対策推進計画.....	61
1. 基本理念と数値目標.....	61
2. 基本目標と重点目標.....	62
3. 具体的な取組.....	63
第5章 計画の推進.....	69
1. 計画の推進体制.....	69
2. 計画の進行管理.....	71

資料編.....	72
1. 計画の策定経過.....	72
2. 坂東市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	73
3. 坂東市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	74
4. 坂東市の福祉資源.....	75
5. アンケート調査結果 集計表.....	80

※「障がい」の表記について

市では、「害」という漢字には、「妨げ、支障、災い」といった負のイメージを持つ言葉であることを考慮し、法令等に基づくものや団体名等の固有名詞を除き、「障がい」、「障がい者」又は「障がいのある人」と表記しています。

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 地域福祉計画

「令和」の時代を迎え、人生100年時代を見据えた地域づくりが重要となっていますが、65歳以上の高齢者の割合が全体の21%を超える超高齢社会となって久しい我が国では、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者世帯が増加しており、若者や核家族世帯との間での世代の二極化とそれに伴う人と人のつながりの希薄化が浮き彫りにされています。また、働き方やライフスタイルの多様化は住民一人ひとりの生活課題を複雑・多様にし、従来の福祉の仕組みでの対応を困難にしています。

このような背景から、国では、地域のコミュニティを活性化させることで、住民同士の支え合いである「互助」を促進し、複雑化・多様化している住民の課題が早期に解決されること、更に困難な課題に対しては、行政等が整備する総合的な解決窓口・体制によって解決される、「地域共生社会」の実現に向けた法整備等を進めています。

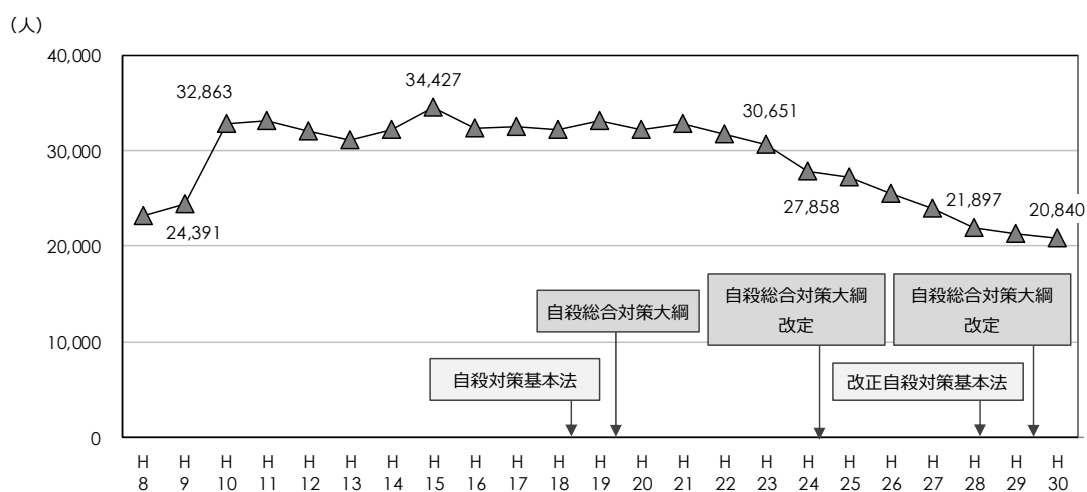
本市では、誰もが住み慣れた地域で健やかに暮らすことができる社会の実現を目指し、平成22年に坂東市地域福祉計画（第1次）（以下「第1次計画」という。）、平成27年に坂東市地域福祉計画（第2次）（以下「第2次計画」という。）を策定し、地域福祉の推進に努めてまいりましたが、高齢者や障がい者の権利擁護、制度の狭間にある人への支援など、新たに認識された課題解決のための総合的な支援体制の構築など、取り組むべき事項が増加するとともに、近年、行政だけでは対応しきれない自然災害が、頻度を増して発生するようになっていきます。

そこで、第2次計画の最終年度である令和元年度に、これらの課題への対応や取り組むべき事項を取り込み、本市の地域福祉を更に推進するための後継計画と、地域福祉と高い関連性を持つ自殺対策のための計画を一体化させた、坂東市地域福祉計画（第3次）・自殺対策推進計画（以下「本計画」といい、坂東市地域福祉計画（第3次）を「本地域福祉計画」、自殺対策推進計画を「本自殺対策推進計画」という。）を策定することとしました。

(2) 自殺対策推進計画

我が国の自殺者数は、平成 10 年に急増して以降、年間 3 万人を超える状態が続きました。そのため国は平成 18 年に「自殺対策基本法」を施行し、それまで個人の問題とされがちであった自殺を社会の問題として捉えた基本理念を定めるとともに、平成 19 年には「自殺総合対策大綱」を閣議決定し、総合的な自殺対策を開始しました。その結果、自殺者数は平成 22 年から減少傾向となりましたが、平成 30 年においても全国では 2 万人、茨城県では 451 人の方が自殺により亡くなっており、非常事態はいまだ続いています。

図表 1 全国の自殺者数の推移



資料：警察庁自殺統計

このような状況を踏まえ、国は平成 28 年に自殺対策基本法を改正し、自殺対策に関する地域間の格差を是正し、いわばナショナル・ミニマム（※）として、誰もが自殺対策に関する必要な支援を受けられるようにするために、都道府県・市町村が自殺対策計画を定めることとしました。

自殺に至る要因はさまざまですが、なかでもひきこもりや孤立などに対しては、地域での支援が求められるものであるため、国は、自殺対策計画と地域福祉計画との調和を求めています。

本市では、平成 25 年から平成 27 年まで年間の自殺者数が 10 人を超えていました。その後は 10 人を下回っており、自殺死亡率（※）は国や県よりも低く推移していますが、非常事態であることの認識を維持しつつ、国の方針を踏まえ、第 2 次計画の改訂に合わせ、一体化した本自殺対策推進計画を策定するものです。

※ナショナル・ミニマム：全国どこでも受けられるべき必要最低限の保障

※自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺者数

2. 計画の概要

(1) 法的な位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、高齢者や障がい者、子どもや子育て家庭などに対する福祉の個別計画を横断的につなぐ、福祉分野の上位計画となる計画です。

■社会福祉法より抜粋

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

また、本自殺対策推進計画は、自殺対策基本法第 13 条第 2 項に規定された「市町村自殺対策計画」であり、国の「自殺総合対策大綱」及び「茨城県自殺対策計画」を踏まえた計画です。

■自殺対策基本法より抜粋

(都道府県自殺対策計画等)

第 13 条

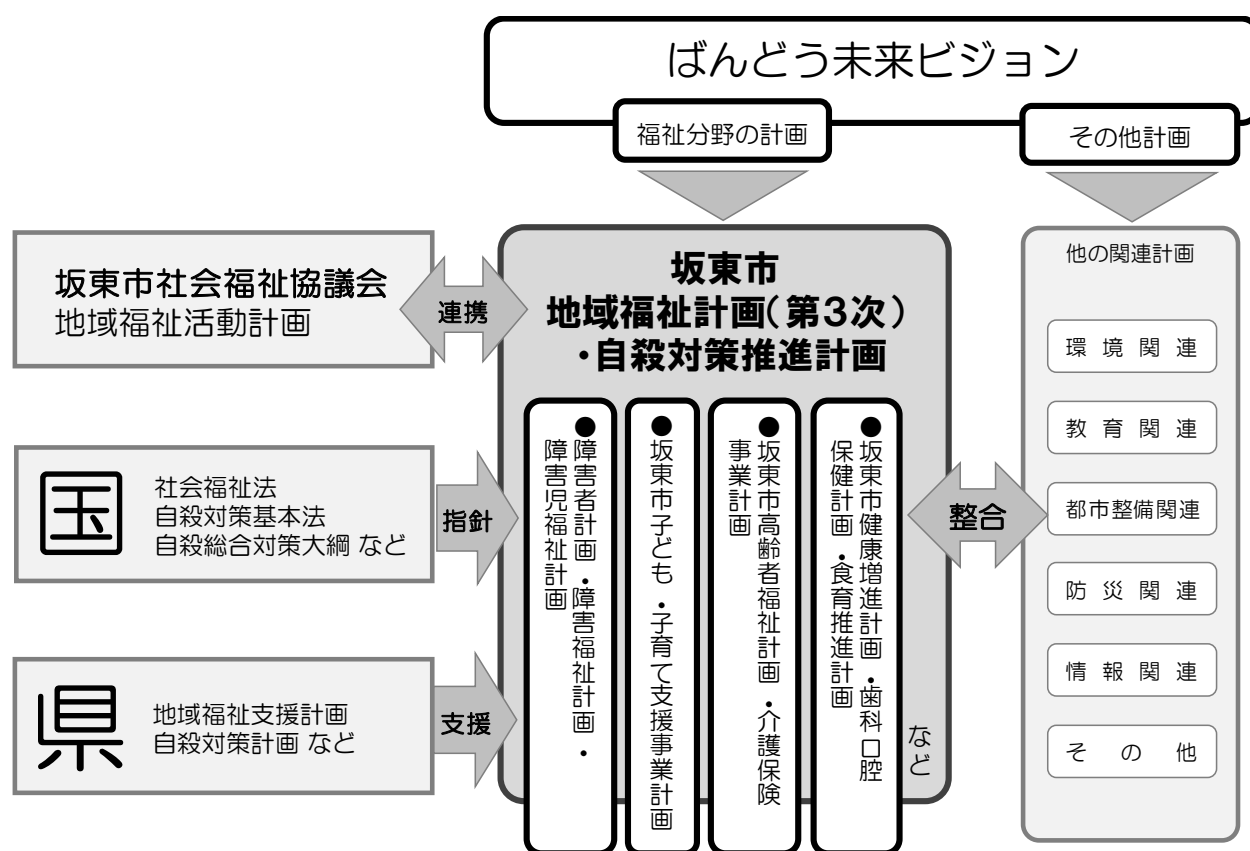
2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

(2) 関連計画等との関係

本計画は、本市の最上位計画である「ばんどう未来ビジョン」の下部計画であるとともに、福祉分野においては、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」をはじめとした、高齢者や障がい者、子ども・子育て家庭などを対象とした個別の福祉計画と整合を図りながら、共通して取り組むべき事項等を記載する福祉の最上位計画です。

また、法律や大綱などを通じた国からの指針と、茨城県が策定している「地域福祉支援計画」や「自殺対策計画」からの支援を受けるとともに、坂東市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、本市における地域福祉の効果的な推進を図ります。

図表 2 本計画と国、県、本市の関連計画等との関係



(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

ただし、計画期間中においても、社会情勢や地域福祉に関する法律、本市の上位計画や関連する福祉の個別計画等に変化があった場合には、必要に応じ見直しを行います。

図表 3 計画期間

平成 27年度 (2015)	28年度 (2016)	29年度 (2017)	30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)
坂東市総合計画 (2007 - 2016)			ばんどう未来ビジョン (2017 - 2037)						
坂東市地域福祉計画 (第2次)					坂東市地域福祉計画（第3次） 坂東市自殺対策推進計画				
坂東市高齢者福祉計画 ・介護保険事業計画 (第6期)			(第7期)			(第8期)			
坂東市障害者計画 (第1期)			(第2期)						
坂東市障害福祉計画 (第4期)			(第5期)			(第6期)			
			坂東市障害児福祉計画 (第1期)			(第2期)			
坂東市子ども・子育て支援事業計画 (第1期)					(第2期)				
坂東市健康プラン21 (第1次)			第2次ばんどう健康プラン21 第2次坂東市健康増進計画・歯科口腔保健計画・食育推進計画						
茨城県地域福祉支援計画（第3期） (2014 - 2018)				(第4期)					
				茨城県自殺対策計画					

3. 計画の策定体制

本計画策定にあたっては、市民の皆さまのご意見を十分にくみ取り計画に反映させるため、次の体制づくりと手続を実施しました。

① 坂東市地域福祉計画策定委員会

平成 20 年 3 月に告示された「坂東市地域福祉計画策定委員会設置要綱」に従い、①保健・医療及び福祉関係者、②市民団体等の関係者、③公募により選出された市民、④学識経験を有する者から市長により委嘱または任命された委員によって組織され、計画策定にあたり必要な審議を行いました。

② アンケート調査

第2次計画策定に際し平成 26 年に実施した「坂東市の地域福祉についての市民意識調査」に続き、令和元年 8 月から 9 月にかけて、心の健康や自殺・自殺予防についての設問を追加したアンケート調査を行い、本市の地域福祉に対する市民の皆さまのご意見をうかがいました。

調査結果は、可能な項目については前回調査結果と比較し、市民の地域福祉に関する意識の変化についても評価・分析を行いました。

③ パブリック・コメント

計画の素案について、広く市民の皆様のご意見をうかがうために、令和 2 年 1 月 20 日から 2 月 18 日までの期間、パブリック・コメントを実施しました。

第2章 坂東市の現況

1. 坂東市の現況

(1) 人口、人口構成、世帯の状況

① 人口及び世帯の状況

本市の人口は、平成31年4月1日現在、54,273人となっており、平成26年から2,422人減少しています。

一方、世帯数は平成31年4月1日現在、20,382世帯となっており、平成26年から924世帯増加しています。その結果、1世帯当たりの人員は2.66人と、平成26年から0.25人減少しました。

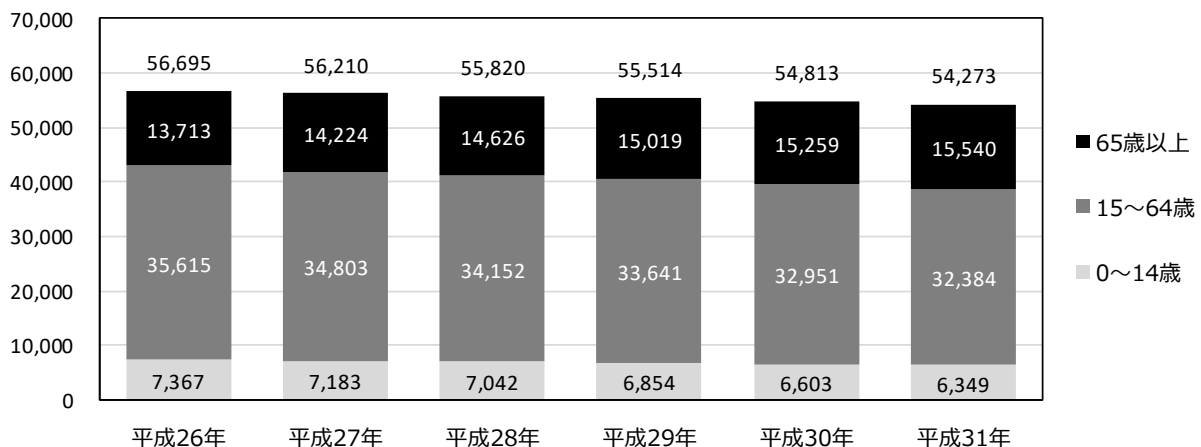
人口を年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口は増加し、その割合（高齢化率）は平成31年4月1日現在で28.6%となっています。

図表4 人口及び世帯数の推移

(単位：人、世帯)

年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	対26年
人 口	56,695	56,210	55,820	55,514	54,813	54,273	△2,422
世 帯 数	19,458	19,580	19,806	20,062	20,192	20,382	924
1世帯当たりの人員	2.91	2.87	2.82	2.77	2.71	2.66	△0.25
0～14歳の人口	7,367	7,183	7,042	6,854	6,603	6,349	△1,018
15～64歳の人口	35,615	34,803	34,152	33,641	32,951	32,384	△3,231
65歳以上の人口	13,713	14,224	14,626	15,019	15,259	15,540	1,827
高 齢 化 率	24.2%	25.3%	26.2%	27.1%	27.8%	28.6%	4.4%

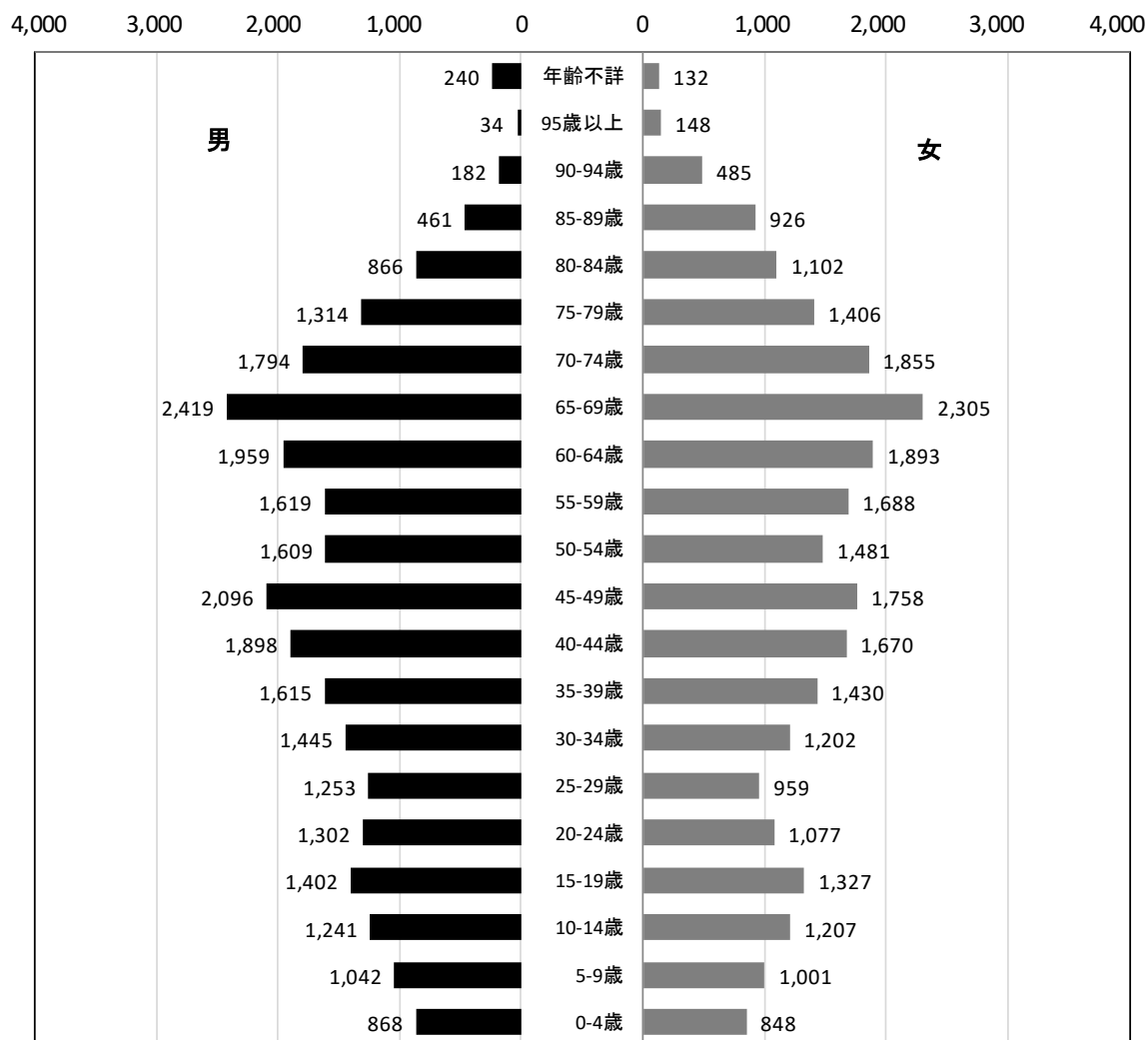
(人)



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

年齢 5 歳階級別人口分布（人口ピラミッド）をみると、平成 30 年 10 月 1 日現在、本市で最も人口が多い階級は、男女とも「団塊の世代」を含む 65～69 歳の年代です。また、その子どもたちである「団塊ジュニア」の年代にあたる 45～49 歳、更に「団塊ジュニア」の子どもたちの年代あたる 15～19 歳も前後の年代よりも人口が多くなっていますが、全体的には、若い年代ほど人口減少が進む、少子高齢化の状況が明らかです。

図表 5 年齢階級別人口分布



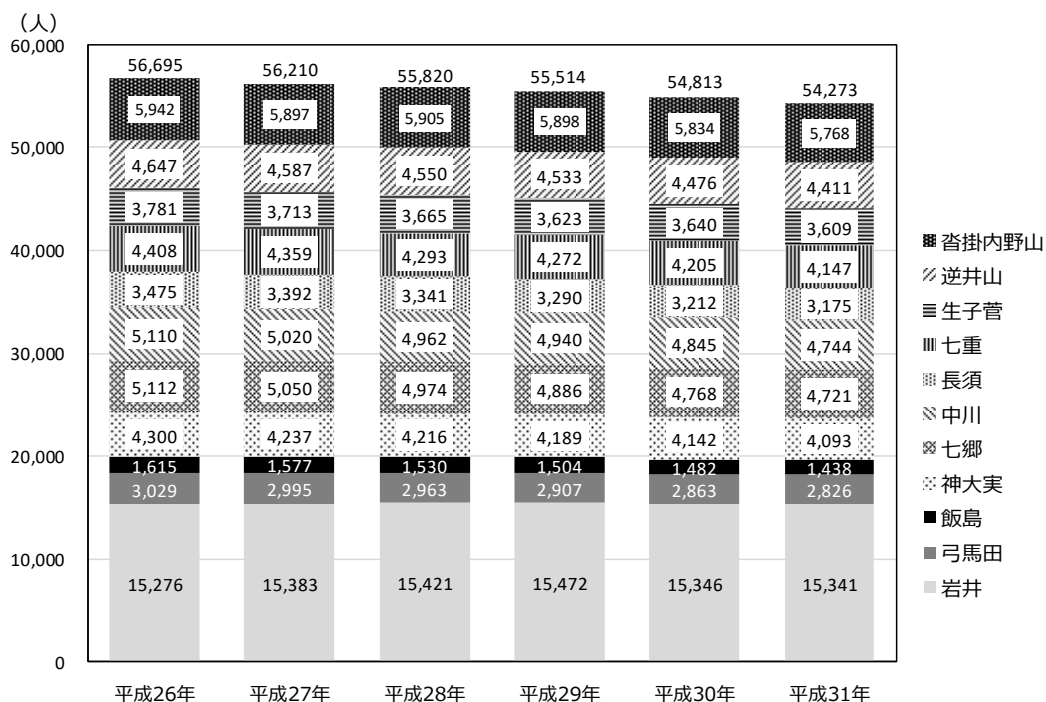
資料：常住人口（平成 30 年 10 月 1 日現在）

② 地区別の人口の状況

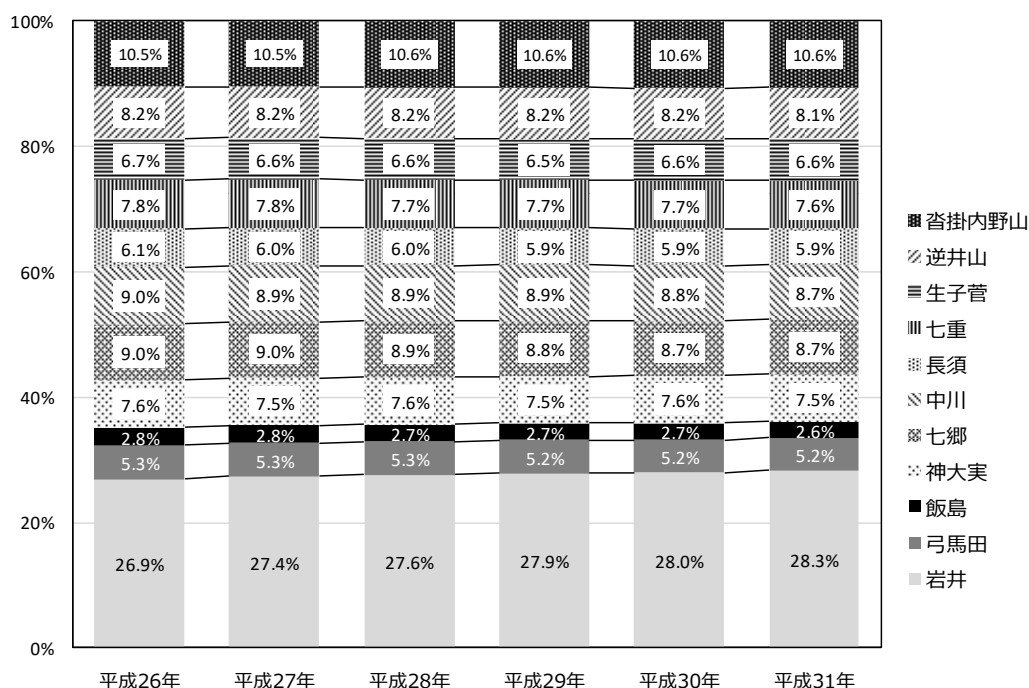
地区別人口をみると、平成 26 年以降に人口が増加したのは岩井地区のみとなっています。平成 31 年 4 月 1 日現在の岩井地区の人口は 15,341 人で、総人口に占める割合（人口構成比）は 28.3%と、平成 26 年の 26.9%から年々上昇しています。また、平成 31 年までの 5 年間で人口の減少数が最も大きいのは七郷地区で 391 人の減少、減少割合が最も大きいのは飯島地区の 11%の減少でした。

図表 6 地区別人口の推移

■ 人口



■ 人口構成比



※各%値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、各年の合計が100.0%にならない場合があります。

資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 高齢者の状況

① 要介護認定者及びサービス受給者の状況

本市の第1号の被保険者数（介護保険の被保険者のうち65歳以上の人数）と要介護認定者数は年々増加しており、平成31年4月1日現在、それぞれ15,547人、2,324人となっています。要介護認定率は14.9%で、平成26年からおおむね横ばいで推移しています。

介護認定者数の増加にともないサービス受給者数も増加していますが、平成26年からの受給者数の増加の割合は21.3%で、認定者数の増加の割合である15.0%を上回っています。

図表7 要介護認定者数及びサービス受給者数の推移

(単位：人)

年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	平成 31年	
第1号被保険者数	13,710	14,214	14,611	15,003	15,249	15,547	対26年比 1,837 13.4%
要介護認定者数	2,020	2,087	2,131	2,209	2,249	2,324	304 15.0%
要介護認定率	14.7%	14.7%	14.6%	14.7%	14.7%	14.9%	0.2%
サービス受給者数 合計	1,576	1,705	1,773	1,962	1,870	1,911	335 21.3%
居宅サービス 受給者数	1,051	1,140	1,200	1,236	1,156	1,188	137 13.0%
施設サービス 受給者数	460	497	497	511	516	523	63 13.7%
地域密着型サービス受 給者数	65	68	76	215	198	200	135 207.7%

資料：介護福祉課（各年4月1日現在 ※住所地特例者を含む）

② 要介護（要支援）認定者の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在の介護度別介護認定者をみると、要介護 2 が 468 人で最も多く、全体の 19.5% を占めています。

図表 8 要介護（要支援）認定者数

（単位：人）

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
第 1 号被保険者	211	410	332	451	373	341	206	2,324
第 2 号被保険者	7	18	7	17	8	8	6	71
合計	218	428	339	468	381	349	212	2,395
構成比	9.1%	17.9%	14.2%	19.5%	15.9%	14.6%	8.9%	100.0%

資料：介護福祉課（平成 31 年 4 月 1 日現在）

③ 高齢者世帯の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在のひとり暮らし高齢者数は 551 人で、平成 26 年から年ごとの増減はありますが 500 人台で推移しています。

また、介護慰労金支給者数についても、平成 28 年以降は、減少傾向となっています。

図表 9 ひとり暮らし高齢者数の状況

（単位：人）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
ひとり暮らし高齢者数	531	529	525	562	550	551

資料：介護福祉課（各年 4 月 1 日現在）

図表 10 介護慰労金支給者数の状況

（単位：人）

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
介護慰労金支給者数	267	240	277	258	234	187

資料：介護福祉課

(3) 障がい者の状況

① 身体障がい者の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在の身体障がい者（身体障害者手帳所持者）数は 1,783 人で、近年は横ばいで推移しています。障がいの種別でみると、内部障害の増加が大きく、平成 31 年 4 月 1 日現在で 624 人と、平成 26 年から 142 人、29.5%の増加となっています。

図表 11 身体障がい者の推移（身体障害者手帳交付状況）

（単位：人）

年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	対 26 年
総数	1,632	1,773	1,778	1,799	1,775	1,783	151
視覚障害	87	93	96	100	98	95	8
内部障害	482	548	577	604	597	624	142
肢体不自由	937	983	955	940	922	901	△36
言語障害	14	26	23	25	26	28	14
聴覚障害	112	123	127	130	132	135	23

資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日現在）

② 知的障がい者の状況

知的障がい者（療育手帳所持者）数は年々増加しており、平成 31 年 4 月 1 日現在で 474 人と、平成 26 年から 63 人、15.3%の増加となっています。平成 31 年 4 月 1 日現在の等級別では B が 136 人と最も多くなっていますが、平成 26 年と比較すると、C が 34 人、40.0%の増加で最も多くなっています。

図表 12 知的障がい者の推移（療育手帳交付状況）

（単位：人）

年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	対 26 年
総数	411	428	443	443	468	474	63
㊤	84	84	87	87	92	96	12
A	113	114	115	115	125	123	10
B	129	137	142	142	138	136	7
C	85	93	99	99	113	119	34

資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日現在）

③ 精神障がい者の状況

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は年々増加しており、平成 31 年 4 月 1 日現在で 284 人と、平成 26 年から 46 人、19.3%の増加となっています。

自立支援医療受給者数は緩やかに増加しており、平成 31 年 4 月 1 日現在 642 人と、平成 26 年から 46 人、7.7%の増加となっています。

図表 13 精神障がい者の推移（保健福祉手帳所持者、自立支援医療受給者）

（単位：人）

年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	
							対 26 年
保健福祉手帳所持者数	238	227	261	275	284	284	46
自立支援医療受給者数	596	605	619	622	641	642	46

資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日現在）

(4) 子どもの状況

① 出生数と出生率

平成 30 年の出生数は 301 人で、平成 25 年と比較すると 106 人の減少となっており、出生率（人口千人当たりの出生数）も 5.8‰（パーミル：千分率）で、減少傾向にあります。

図表 14 出生数と出生率

（単位：人、‰）

年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	対 25 年
出生数	407	361	381	335	314	301	△106
出生率	7.5	6.7	7.2	6.4	6.0	5.8	△1.7

資料：茨城県人口動態統計（各年 1 月 1 日～12 月 31 日までの集計）

② 児童手当の受給状況

平成 30 年の児童手当の受給状況は 3,824 人で、平成 25 年と比較すると 499 人、11.5% の減少となっています。

図表 15 児童手当の受給状況

（単位：人）

年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	対 25 年
受給者数	4,323	4,238	4,198	4,082	3,920	3,824	△499 △11.5%

資料：こども課（各年 1 2 月時点での集計）

③ 保育所・認定こども園（保育）の入所状況

平成31年4月1日現在の保育所・認定こども園（保育）の入所状況は、全体の定員1,099人に対し児童数は969人で、88.2%の入所率となっています。

図表 16 保育所・認定こども園（保育）の入所状況

（単位：人）

名 称	保育士 数	定員	児童数							入所率
			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	
認定こども園 ひまわり	31	120	1	16	21	22	29	22	111	92.5%
認定こども園 ふたば	26	120	3	17	22	23	29	25	119	99.2%
認定こども園 あかつき保育園	12	110	1	10	11	14	13	25	74	67.3%
認定こども園小山保 育園	26	165	5	25	27	36	34	32	159	96.4%
認定こども園 サンキッズ	16	90	0	10	12	15	21	25	83	92.2%
認定こども園 すずのき	17	105	2	15	13	29	16	21	96	91.4%
岩井保育園	18	120	0	14	20	26	23	25	108	90.0%
さしま保育園	20	90	0	9	13	20	23	24	89	98.9%
若草明德保育園	20	130	5	29	28	8	20	17	107	82.3%
夢遊児園	7	19	0	9	5	0	0	1	15	78.9%
七星（地域枠）	7	7	1	0	0	0	0	0	1	14.3%
七星（事業所枠）	7	23	1	3	3	0	0	0	7	30.4%
合 計	207	1,099	19	157	175	193	208	217	969	88.2%

資料：こども課（平成31年4月1日現在）

④ 幼稚園・認定こども園（教育）の入園状況

平成 31 年 4 月 1 日現在の幼稚園・認定こども園（教育）の入園状況は、全体の定員 600 人に対し園児数は 446 人で、74.3%の入園率となっています。

図表 17 幼稚園・認定こども園（教育）の入園状況

（単位：人）

名 称	教諭数	定員				学級数			園児数				入園率
		3 歳	4 歳	5 歳	計	3 歳	4 歳	5 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	
猿島幼稚園	5	20	25	30	75	1	1	1	11	13	15	39	52.0%
若草明德幼稚園	7	36	63	81	180	3	2	2	51	42	52	145	80.6%
認定こども園 ひまわり	31	36	37	37	110	3	3	3	21	30	44	95	86.4%
認定こども園 ふたば	26	36	37	37	110	3	3	3	28	28	26	82	74.5%
認定こども園 あかつき保育園	12	5	5	5	15	1	1	1	3	0	3	6	40.0%
認定こども園 小山保育園	26	5	5	5	15	1	1	1	2	0	0	2	13.3%
認定こども園 サンキッズ	16	30	30	30	90	2	2	2	25	19	30	74	82.2%
認定こども園 すずのき	17	1	2	2	5	2	1	1	0	2	1	3	60.0%
合計	140	169	204	227	600	16	14	14	141	134	171	446	74.3%

資料：こども課（平成 31 年 4 月 1 日現在）

⑤ 小学校児童の状況

令和元年5月1日現在の小学校児童の状況は、全体で2,670人となっています。学年別では6年生が455人で最も多く、3年生が373人で最も少なくなっています。特別支援学級の児童数は167人です。

図表 18 小学校児童の状況

(単位：人)

名 称	児童数							
	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	特別支援	計
七重小学校	29	28	30	26	27	27	29	196
弓馬田小学校	11	17	13	17	12	25	4	99
飯島小学校	11	16	7	17	15	8	4	78
神大実小学校	43	38	26	32	45	42	10	236
岩井第一小学校	56	53	42	46	58	75	44	374
岩井第二小学校	77	86	73	92	84	83	23	518
七郷小学校	29	27	23	27	35	28	11	180
中川小学校	27	19	19	22	13	26	9	135
長須小学校	25	32	31	21	28	34	8	179
生子菅小学校	27	23	23	16	43	26	5	163
逆井山小学校	34	37	35	28	36	46	9	225
沓掛小学校	31	45	41	38	44	28	8	235
内野山小学校	2	12	10	11	7	7	3	52
合計	402	433	373	393	447	455	167	2,670

資料：学校教育課（令和元年5月1日現在）

⑥ 中学校生徒の状況

令和元年 5 月 1 日現在の中学校生徒の状況は、全体で 1,354 人となっています。学年別では 1 年生が 446 人で最も多く、2 年生が 401 人で最も少なくなっています。特別支援学級の生徒数は 78 人です。

図表 19 中学校生徒の状況

(単位：人)

名 称	生徒数				
	1 年	2 年	3 年	特別支援	計
東中学校	63	46	46	9	164
岩井中学校	212	204	208	31	655
南中学校	48	52	57	16	173
猿島中学校	123	99	118	22	362
合計	446	401	429	78	1,354

資料：学校教育課（令和元年 5 月 1 日現在）

(5) 地域の状況

① ボランティア登録団体と登録者数の推移

ボランティア登録団体数は平成27年以降6団体、登録者数は100人前後で推移しています。

図表 20 ボランティア登録の状況

(単位：団体、人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
ボランティア登録団体数	8	6	6	6	6	6
ボランティア登録者数	120	96	96	96	104	100

資料：社会福祉協議会（各年 4 月 1 日現在）

② 行政組織加入世帯の状況

世帯数が増加傾向である一方で、行政組織への加入世帯数は緩やかに減少しています。平成31年4月1日現在で加入世帯数は13,159世帯で加入率は73.1%と、平成26年から259世帯、加入率は3.5ポイント減少しています。

図表 21 行政組織加入世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
対象世帯数	17,512	17,635	17,381	17,683	17,820	18,005
加入世帯数	13,418	13,374	13,384	13,333	13,250	13,159
加入率	76.6%	75.8%	77.0%	75.4%	74.4%	73.1%

資料：総務課（各年 4 月 1 日現在）

③ 子ども会の状況

子ども会加入者数は減少傾向にありますが、加入率は平成 28 年を除き、96%台から 99%台までの高い割合で推移しています。

図表 22 子ども会加入者数の推移

(単位：人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
対象者数	3,043	2,953	2,849	2,907	2,818	2,814
加入者数	2,938	2,917	2,562	2,811	2,808	2,715
加入率	96.5%	98.8%	89.9%	96.7%	99.6%	96.5%

資料：生涯学習課（各年 4 月 1 日現在）

④ シニアクラブの状況

シニアクラブ数は減少傾向にありますが、会員数は平成 27 年以降、3,600 人前後で推移しています。

図表 23 シニアクラブ数と会員数の推移

(単位：団体、人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
シニアクラブ数	87	82	80	78	77	78
会員数	3,821	3,608	3,640	3,617	3,589	3,663

資料：社会福祉協議会（各年 4 月 1 日現在）

⑤ 民生委員児童委員の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在の民生委員児童委員数は、男性 57 人、女性 31 人となっています。近年、男性が増加傾向、女性が減少傾向ですが、合計では一定となっています。

図表 24 民生委員児童委員数の推移

(単位：人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
男性	51	51	51	54	58	57
女性	38	38	38	35	31	31
合計	89	89	89	89	89	88

資料：社会福祉課（各年 4 月 1 日現在）

⑥ 市社会福祉協議会の状況

平成 31 年 4 月 1 日現在の市社会福祉協議会への加入世帯数は 12,417 世帯で、加入率は 94.6%となっています。対象世帯数は年々減少しており、加入世帯数も減少傾向ですが、加入率は 95%前後が維持されています。

図表 25 市社会福祉協議会の会員加入世帯数の推移

(単位：世帯、人)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年
対象世帯数	13,472	13,371	13,364	13,325	13,236	13,121
加入世帯数	12,824	12,785	12,654	12,485	12,511	12,417
加入率	95.2%	95.6%	94.7%	93.7%	94.5%	94.6%

資料：社会福祉協議会（各年 4 月 1 日現在）

⑦ 心配ごと相談の状況

心配ごと相談件数は、近年減少傾向にあります。

図表 26 心配ごと相談件数の推移（年間）

(単位：件)

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
相談件数	31	23	18	18	17

資料：社会福祉協議会

⑧ 母子・父子世帯の状況

国勢調査による母子世帯数は調査のたびに増加し、平成 27 年には 260 世帯となっています。父子世帯数については、平成 12 年以降、40 世帯前後で推移しています。

図表 27 母子・父子世帯数の推移

(単位：世帯)

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
母子世帯数	192	232	250	260
父子世帯数	33	39	43	33
合計	225	271	293	293

※平成 12 年は、旧岩井市と旧猿島町の合計

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(6) 外国人の状況

国勢調査による本市居住の外国人の総数は、平成 27 年 10 月 1 日現在で 1,249 人と 5 年前の平成 22 年から 372 人増加しました。国籍では、フィリピンが 265 人で最も多く、全体の 21.2%を占めています。

図表 28 国籍別外国人居住者数の推移

(単位：人)

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
フィリピン	77	150	250	265
タイ	146	194	142	141
中国	28	62	98	134
韓国・朝鮮	99	117	107	102
ブラジル	115	122	44	47
その他	154	218	236	560
合計	619	863	877	1,249

※平成 12 年は、旧岩井市と旧猿島町の合計

資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

(7) 自殺についての状況

自殺の統計には、厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」があります。本計画では、厚生労働省が毎月集計・公表している「地域における自殺の基礎資料」及び自殺総合対策推進センターが提供する「地域自殺実態プロファイル【2018 更新版】」に基づいて、本市の自殺の特徴を示します。

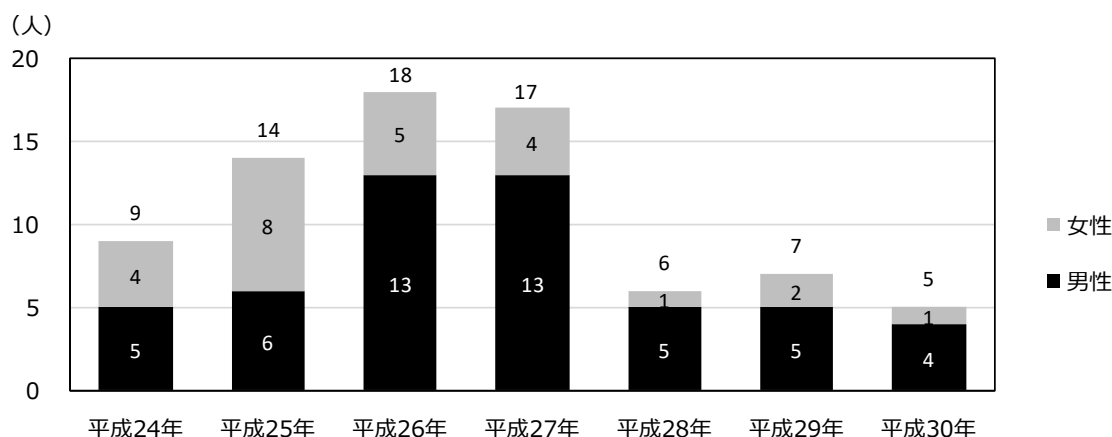
① 自殺者数と自殺死亡率（※）の状況

本市の自殺者数は、平成 24 年の 9 人から平成 26 年の 18 人まで年々増加しましたが、平成 27 年は 17 人と前年並みとなり、平成 28 年以降は 1 桁台が維持されています。性別では、平成 28 年以降は男性が大半を占めています。

自殺死亡率は、平成 25 年は 24.5、平成 26 年は 31.6、平成 27 年は 30.1 と茨城県や全国を上回っていましたが、平成 28 年以降は 10 前後での推移となり、茨城県や全国を下回っています。

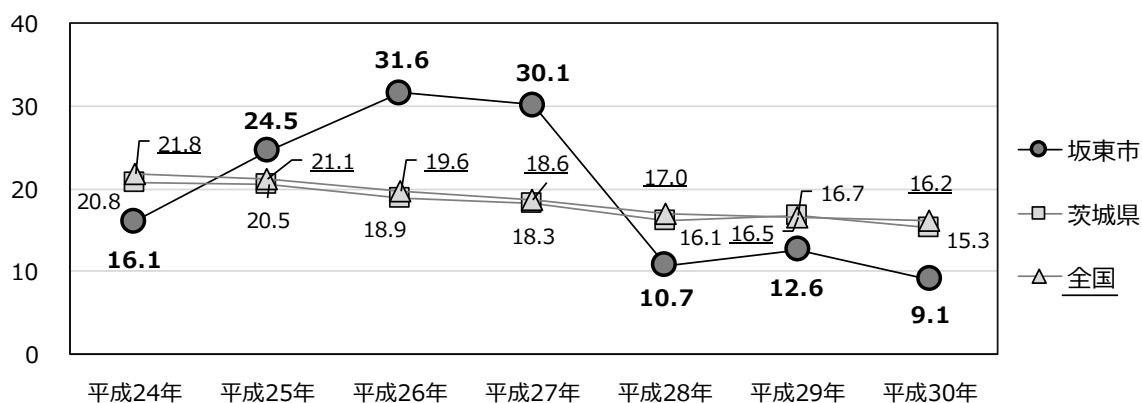
※自殺死亡率：人口 10 万人当たりの自殺者数

図表 29 本市の自殺者数の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

図表 30 自殺死亡率の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

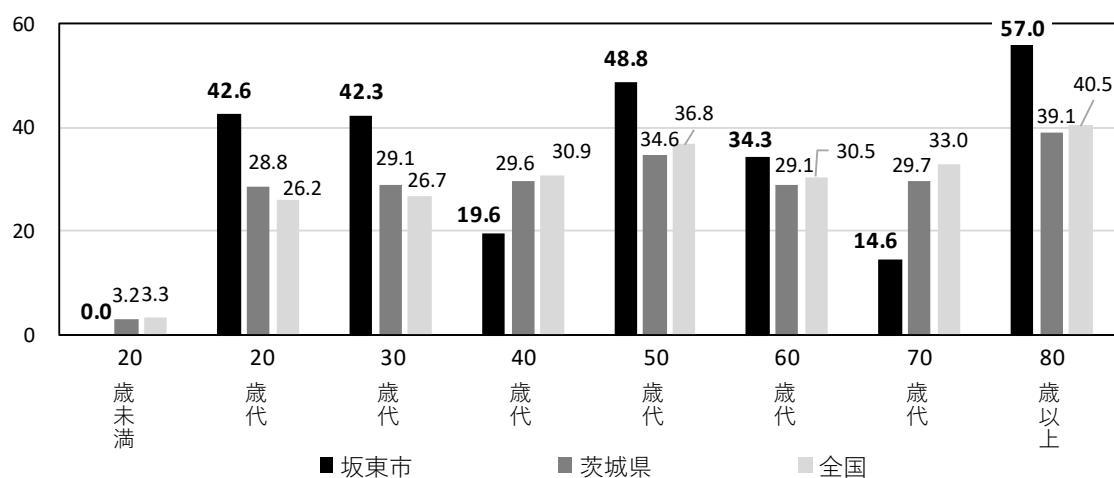
② 性別・年代別の状況

本市の平成 25 年から平成 29 年までの自殺者について、性別・年代別の自殺死亡率をみると、男性は「80 歳以上」が最も高く、次いで「50 歳代」、「20 歳代」、「30 歳代」が他の年代よりも突出して高く、また茨城県や全国と比較しても高くなっています。

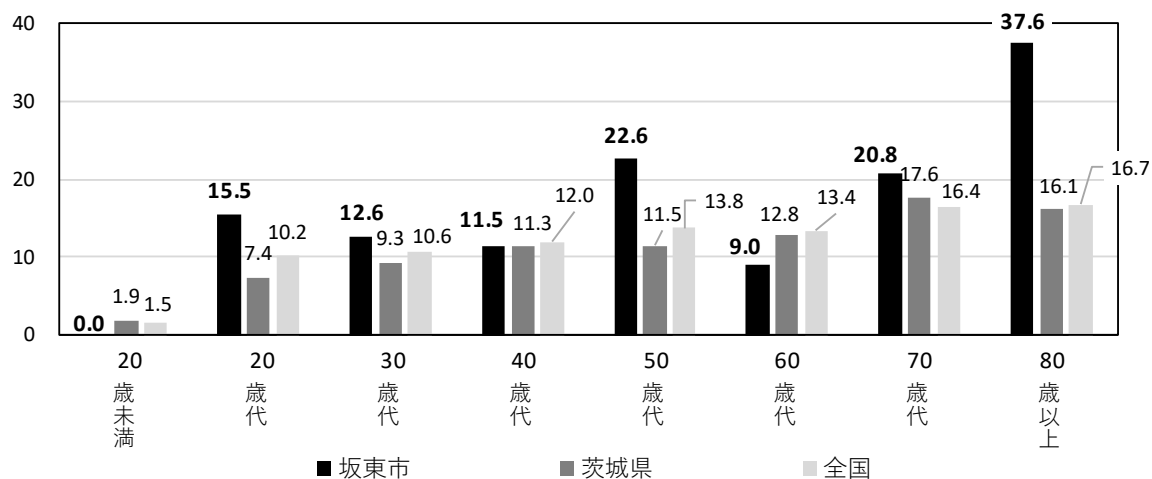
一方、女性については「80 歳代」、「50 歳代」、「20 歳代」が他の年代及び茨城県や全国と比較しても高くなっています。特に「80 歳以上」の自殺死亡率は、茨城県や全国の 2 倍を超えています。

図表 31 年代別自殺死亡率（平成 25 年～平成 29 年）

■男性



■女性

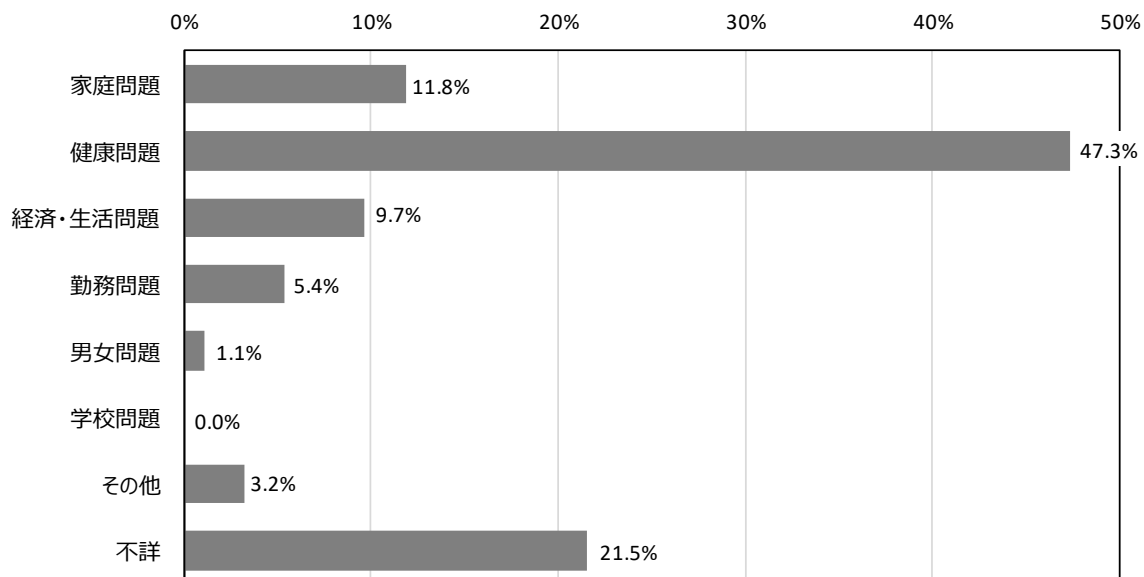


出典：地域自殺実態プロファイル

③ 動機・原因別の状況

本市の平成 25 年からの平成 29 年の自殺について、動機・原因別の割合をみると、「健康問題」が 47.3%と最も高く、次いで「家庭問題」が 11.8%、「経済・生活問題」が 9.7%、「勤務問題」が 5.4%などとなっています。

図表 32 自殺の動機・原因別の割合（平成 25 年～平成 29 年）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」から坂東市作成

④ 国が示す本市の自殺の特徴

地域自殺実態プロフィールでは、本市の主な自殺の特徴として次の内容が示されています。

図表 33 本市の主な自殺の特徴（H25～29 合計）

上位 5 区分（※1）	自殺者数 5 年計	割合	自殺 死亡率 （※2）	背後にある主な自殺の危機経路 （※3）
1 位：女性 60 歳以上無職 同居	10	16.1%	28.1	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
2 位：男性 60 歳以上無職 同居	8	12.9%	40.0	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ） →身体疾患→自殺
3 位：男性 20～39 歳 無職同居	7	11.3%	185.5	①【30 代その他無職】ひきこもり＋家族間の 不和→孤立→自殺 ②【20 代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状 態→自殺
4 位：男性 40～59 歳 無職同居	6	9.7%	232.4	失業→生活苦→借金＋家族間の不和→うつ状 態→自殺
5 位：男性 20～39 歳 有職同居	6	9.7%	25.8	職場の人間関係／仕事の悩み（ブラック企業） →パワハラ＋過労→うつ状態→自殺

※1 順位は、自殺者数の多さに基づき、同数の場合には自殺死亡率の高い順

※2 自殺死亡率の母数は、平成 27 年の国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計

※3 自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考に記載

出典：地域自殺実態プロフィール

2. アンケート調査結果にみえる市民意識

本計画策定に当たり、市民の皆さまに「地域との関わり」や「地域福祉に対する考え方」、「心の健康」、「坂東市のこれからの福祉のあり方」などについてのご意見をお聞きするアンケート調査を実施しました。

調査の概要及び主な調査結果は次のとおりです。

(1) 調査の概要

■調査期間

令和元年8月26日（月）～ 令和元年9月13日（金）

■調査対象者

坂東市在住の20歳以上の方の中から、無作為に1,000人を抽出し、調査を実施しました。

■配布数及び回収数

配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,000	582	580	58.0%

<参考> 前回調査の概要

	H26 調査
調査期間	平成26年10月1日（水）～平成26年10月31日（金）
調査対象者	坂東市在住の20歳以上の方 1,000人
抽出方法	無作為抽出
配布数	1,000
有効回収数	528
有効回収率	52.8%

(2) 主な調査結果

主な調査結果は、次に示す通りです。

なお、一部の質問については、第2期計画の策定に際し実施した平成26年のアンケート調査結果とともに示しています。グラフ中のR1が今回の調査、H26が平成26年に実施した前回の調査、nは質問への回答者数を表しています。

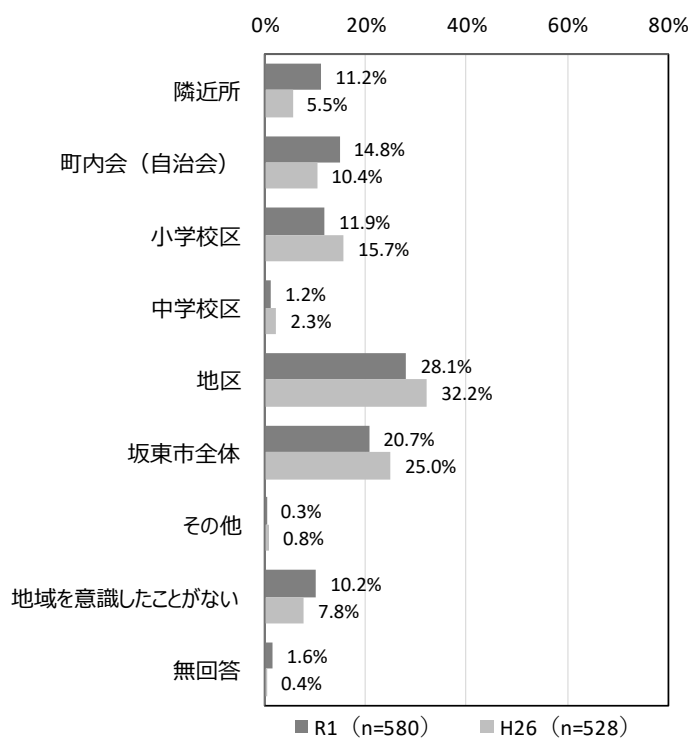
また、調査結果の集計表は資料編にまとめて掲載しています。

① 地域との関わりについて

■「地域」の範囲について

「地域」の範囲については、「地区」が今回、前回とも最も高くなっていますが、今回は、「隣近所」や「町内会（自治会）」などのより身近な範囲の回答が前回よりも高くなっています。

図表 34 「地域」と思う範囲（単数回答）

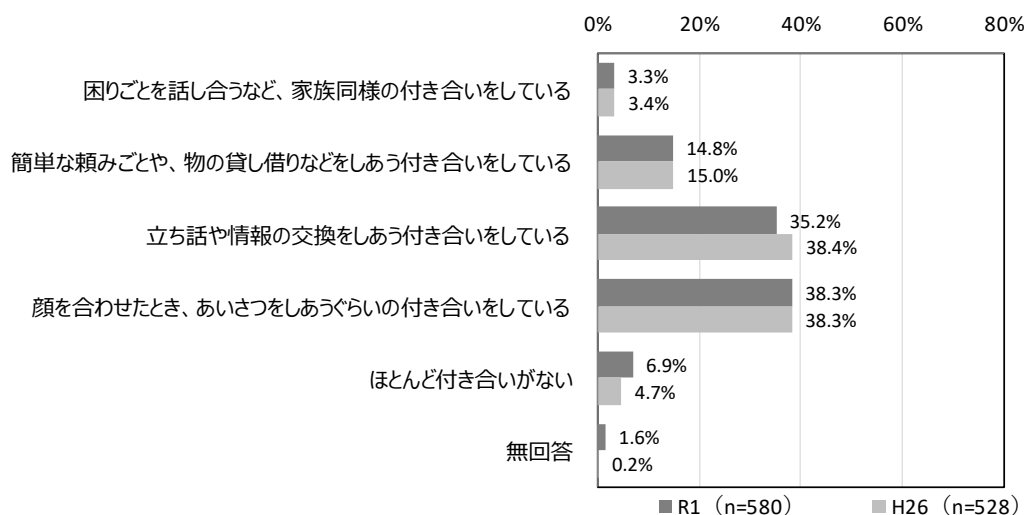


※各%値は小数点以下第2位を四捨五入しているため、選択肢からひとつを選ぶ単数回答の設問でも、各選択肢の%値の合計が100.0%にならない場合があります。（以下同様）

■隣近所の方との付き合い

隣近所との付き合いの程度については、「顔を合わせたとき、あいさつをしあうぐらいの付き合いをしている」と「立ち話や情報の交換をしあう付き合いをしている」が30%台と高くなっています。今回と前回とで大きな違いはありませんが、「ほとんど付き合いがない」との回答が6.9%と、前回よりも2.2ポイント高くなっています。

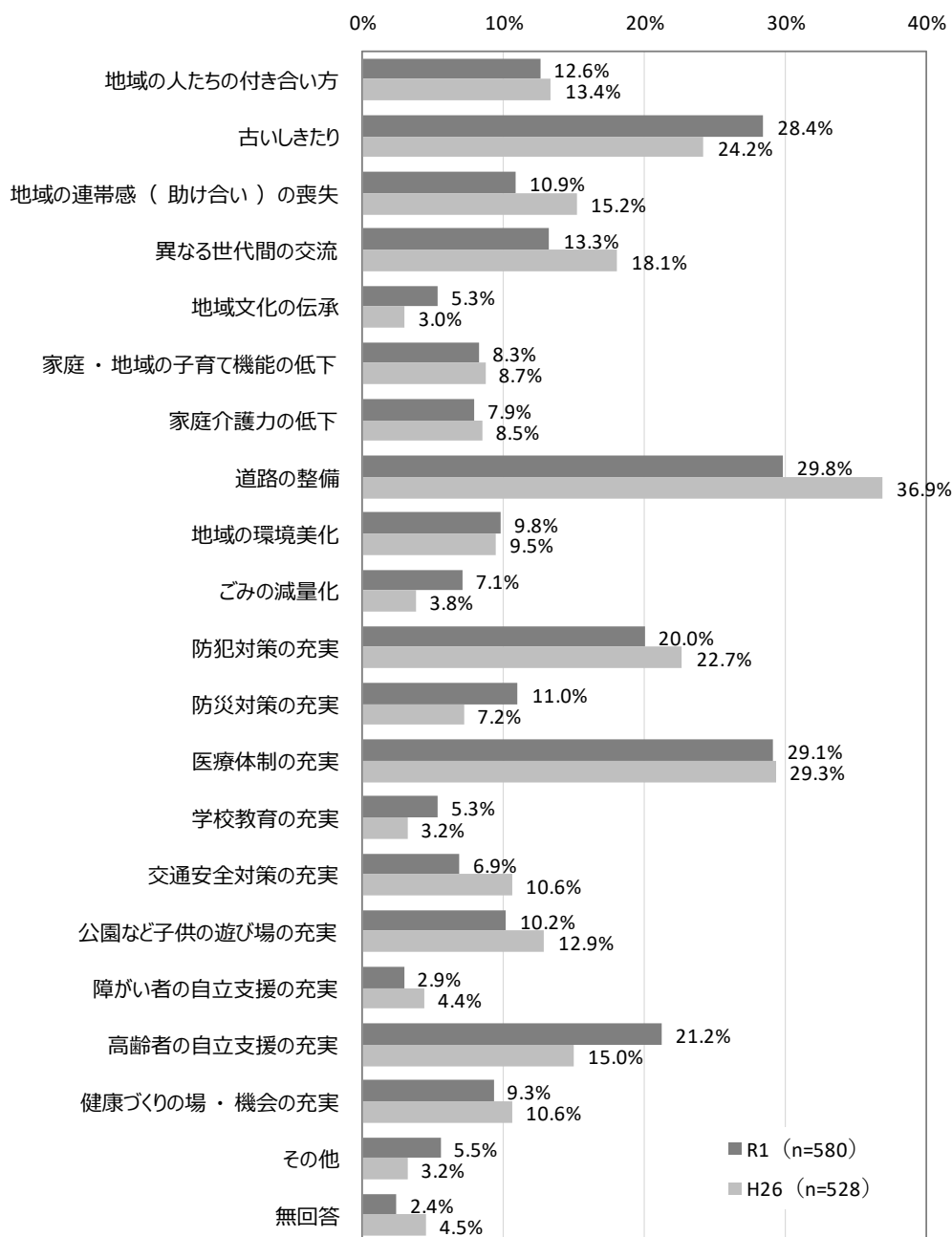
図表 35 隣近所との付き合いの程度（単数回答）



■地域の課題や問題

居住地域での課題や問題についての上位の項目は、「道路の整備」、「医療体制の充実」、「古いしきたり」、「高齢者の自立支援の充実」で、前回とおおむね同様ですが、数字を比較すると「道路の整備」は前回よりも減少、「古いしきたり」及び「高齢者の自立支援の充実」は前回よりも増加、「医療体制の充実」は前回とほぼ同じとなっています。

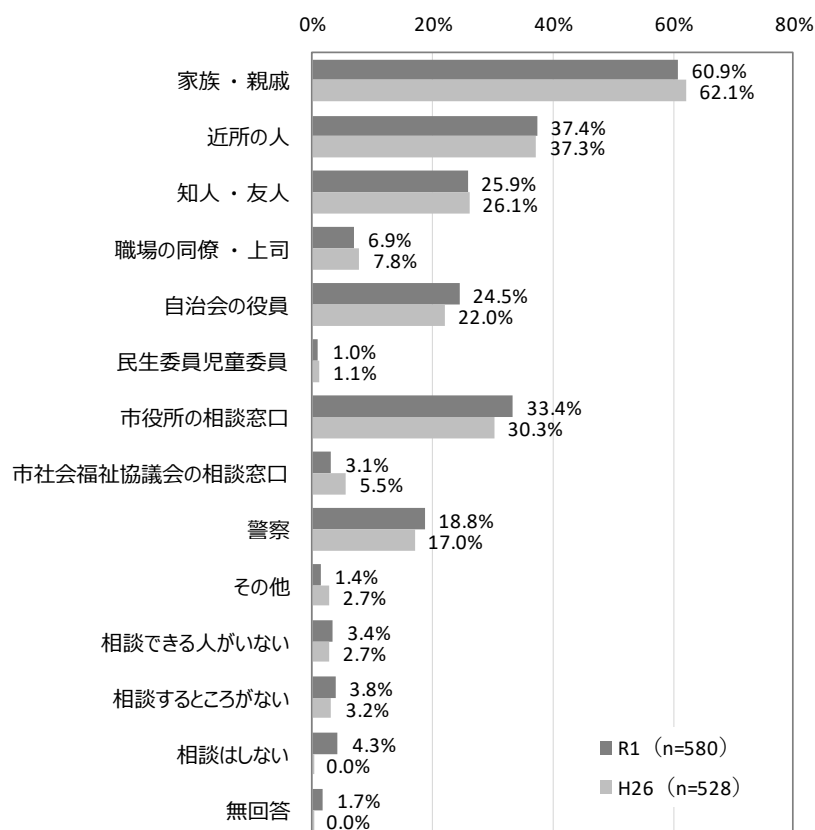
図表 36 住んでいる地域の課題や問題（3 つまでの複数回答）



■暮らしの問題で困ったときの相談

暮らしの問題で困ったときに相談する相手は「家族・親戚」が6割を超えて最も多く、次いで「近所の人」、「市役所の相談窓口」、「知人・友人」となっています。前回調査と大きな違いはありませんが、「市役所の相談窓口」と「自治会の役員」は前回よりもやや多くなっています。また、前はゼロであった「相談はしない」が今回は4.3%となっています。

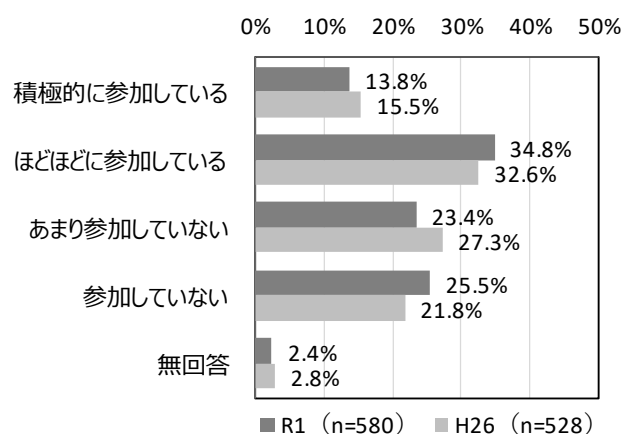
図表 37 暮らしの問題で困ったときに相談する人（3つまでの複数回答）



■地域の行事等への参加

地域の行事等に「積極的に参加している」と「ほどほどに参加している」を合わせた「参加している」割合は今回 48.6%に対し前回は 48.1%、「参加していない」と「あまり参加していない」を合わせた「参加していない」割合は今回 48.9%に対し前回は 49.1%と、ともにほぼ同様で、参加している人としていない人の割合は、半々の状況が続いています。

図表 38 地域行事等への参加の程度（単数回答）

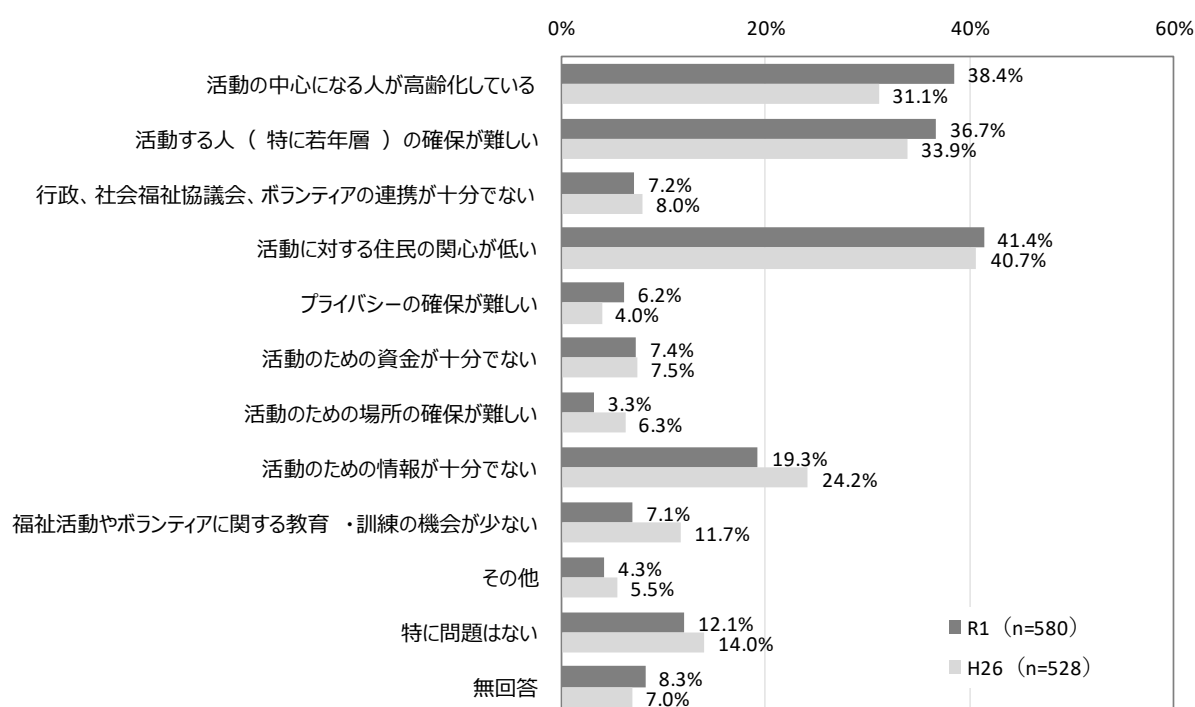


■地域活動を行う上での問題点

地域活動を行う上での問題点については、今回、前回とも「活動に対する住民の関心が低い」が 4 割を超えて最も高くなっています。

前回と比較すると「活動の中心となる人が高齢化している」が 7.3 ポイント増加、「活動のための情報が十分でない」は 4.9 ポイント減少しています。

図表 39 地域活動を行う上での問題点（複数回答）



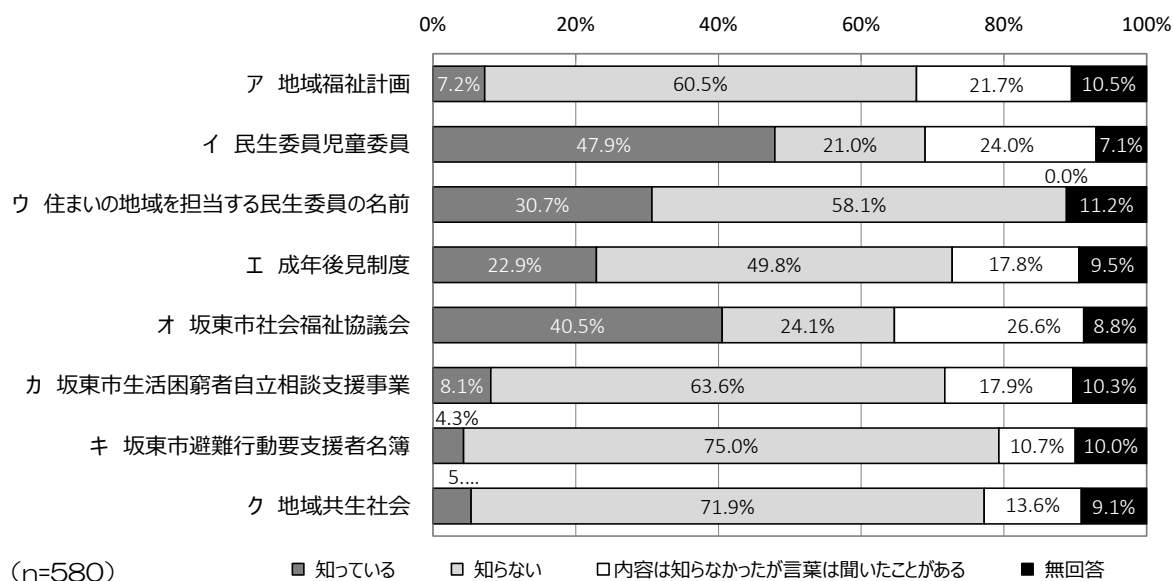
② 地域福祉に対する考え方と参加の意向等について

■地域福祉に関する言葉や組織、事業などについての認知度

地域福祉に関する言葉などで「知っている」の割合が高いのは、「イ 民生委員児童委員」と「オ 坂東市社会福祉協議会」でともに 40%台となっています。

「知らない」の割合は「キ 坂東市避難行動要支援者名簿」、「ク 地域共生社会」がともに 70%台、「カ 坂東市生活困窮者自立相談支援事業」、「ア 地域福祉計画」がともに 60%台で高くなっています。

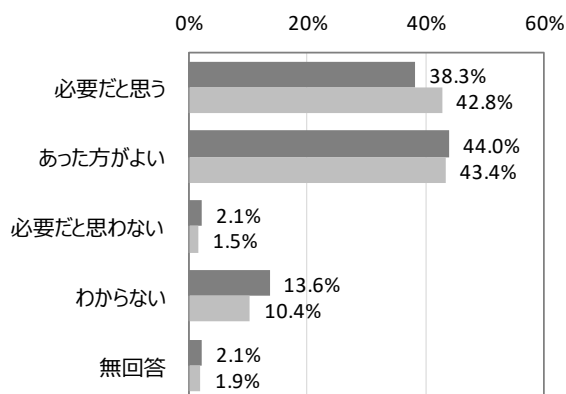
図表 40 言葉や組織、事業などの認知度（ア〜クまで、それぞれ単数回答）



■地域において住民が自主的にお互いを支え合い、助け合う関係の必要性

支え合いや助け合いについては、「あった方がよい」が 44.0%と最も高く、次いで「必要だと思う」が 38.3%ですが、前回と比較すると「必要だと思う」が 4.5 ポイント低くなっています。

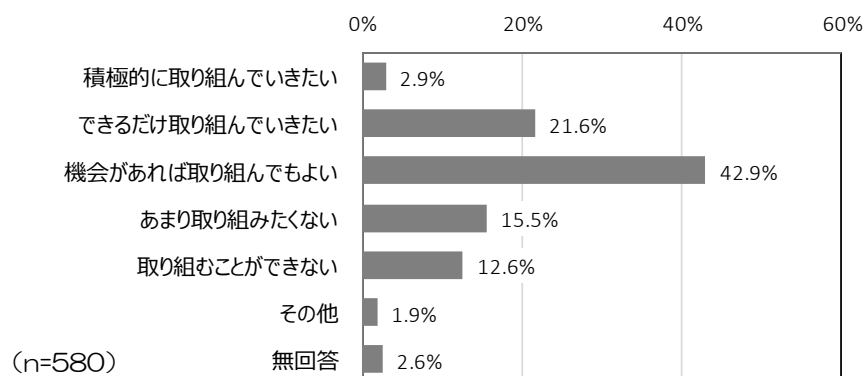
図表 41 地域住民の支え合い、助け合いの必要性（単数回答）



■地域活動やボランティア活動への取組

地域活動やボランティア活動に「積極的に取り組んでいきたい」、「できるだけ取り組んでいきたい」、「機会があれば取り組んでもよい」を合わせた肯定的な回答は67.4%となっています。

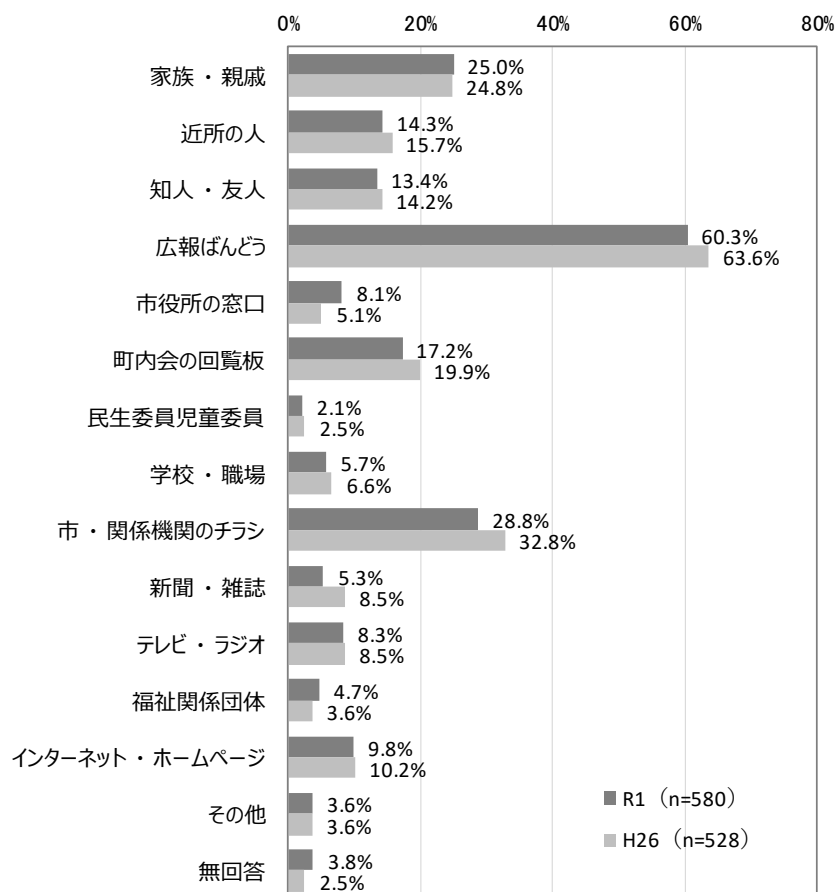
図表 42 地域活動やボランティア活動への取組についての意向（単数回答）



■福祉サービスに関する情報の入手先

福祉サービスに関する情報の入手先については、「広報ばんどう」が6割を超えて最も高く、次いで「市・関係機関のチラシ」となっていますが、前回と比較するといずれも3~4ポイント低く、「市役所の窓口」は3.0ポイント高くなっています。

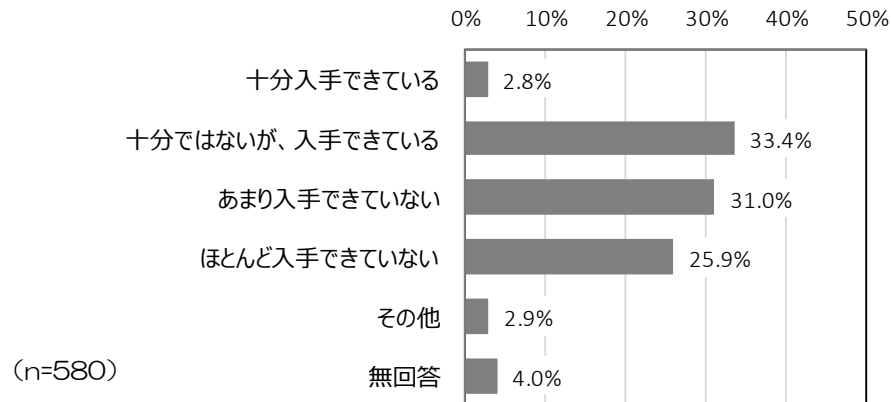
図表 43 福祉サービスの情報の入手先（3つまでの複数回答）



■福祉サービスに関する情報の入手状況

必要な情報の入手状況については、「十分ではないが、入手できている」が33.4%と最も高くなっていますが、「あまり入手できていない」、「ほとんど入手できていない」を合わせると、入手できていない人は5割を超えています。

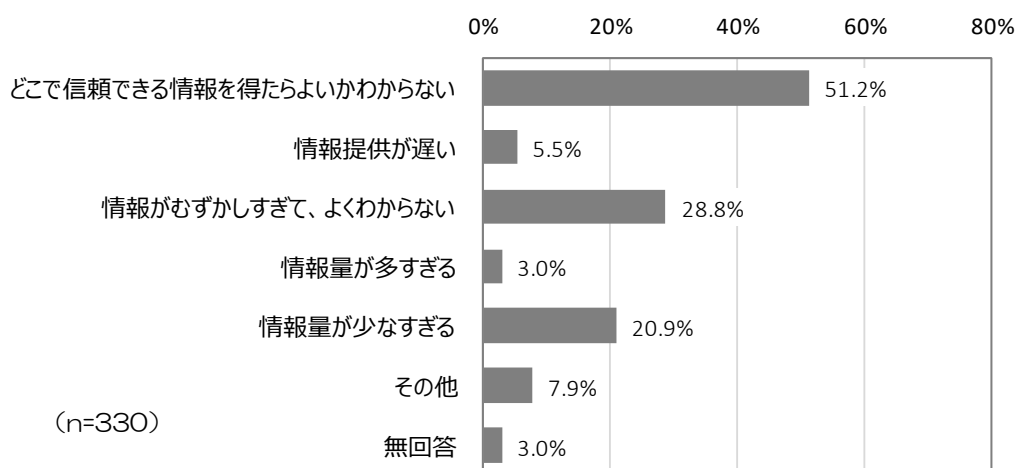
図表 44 必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できているか（単数回答）



■情報が入手できていない理由

情報が「あまり入手できていない」、「ほとんど入手できていない」と回答した方が、その理由に挙げたものでは、「どこで信頼できる情報を得たらよいかわからない」が51.2%と最も高く、次いで「情報がむずかしすぎて、よくわからない」、「情報量が少なすぎる」となっています。

図表 45 情報が入手できていない理由（複数回答）



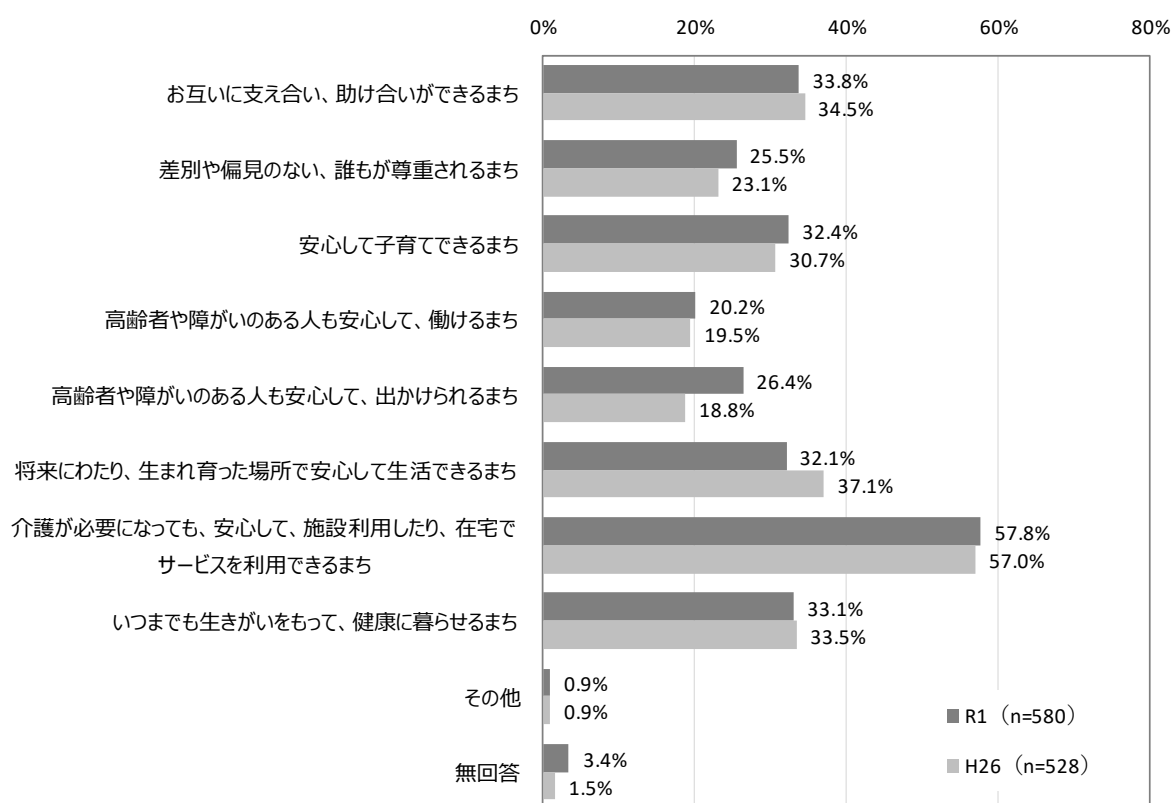
③ 坂東市のこれからの福祉のあり方について

■これからの坂東市をどのような「福祉のまち」にしたいか

これからしたい「福祉のまち」としては、「介護が必要になっても、安心して、施設利用したり、在宅でサービスを利用できるまち」が 57.8%と最も高く、次いで「お互いに支え合い、助け合いができるまち」、「いつまでも生きがいをもって、健康に暮らせるまち」、「安心して子育てできるまち」となっています。

「高齢者や障がいのある人も安心して、出かけられるまち」は 26.4%と前回の 18.8%から大幅に増加しています。

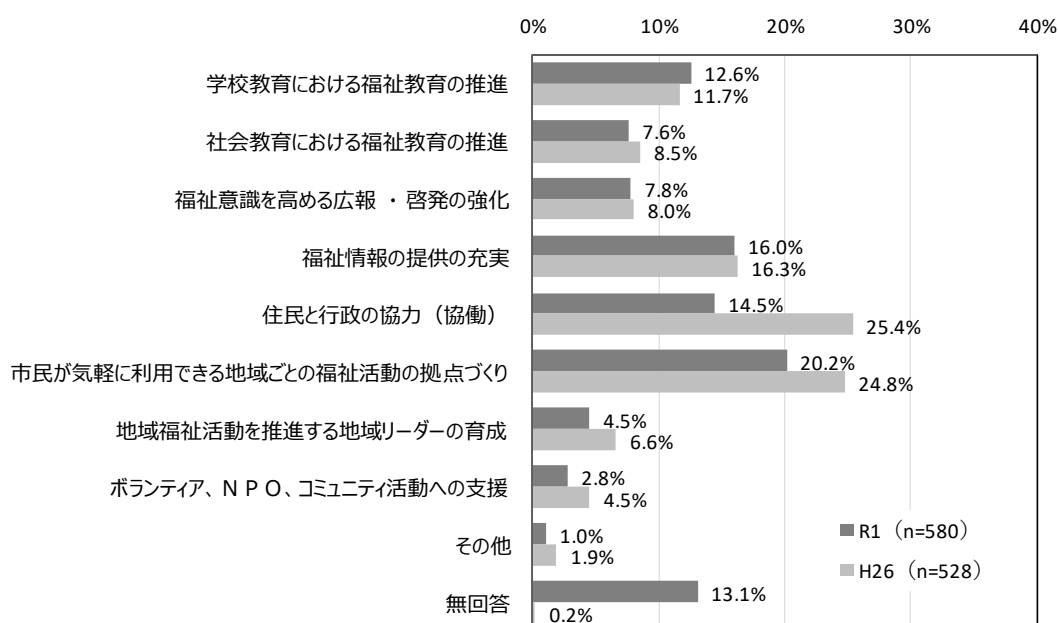
図表 46 これからしたい「福祉のまち」(3 つまでの複数回答)



■これからの地域福祉の推進に必要と思うこと

地域福祉の推進に必要と思うことでは、「市民が気軽に利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり」が 20.2%と最も高く、次いで「福祉情報の提供の充実」、「住民と行政の協力（協働）」となっています。ただし、「住民と行政の協力（協働）」は、前回よりも 10.9 ポイントもの大幅な低下となっています。

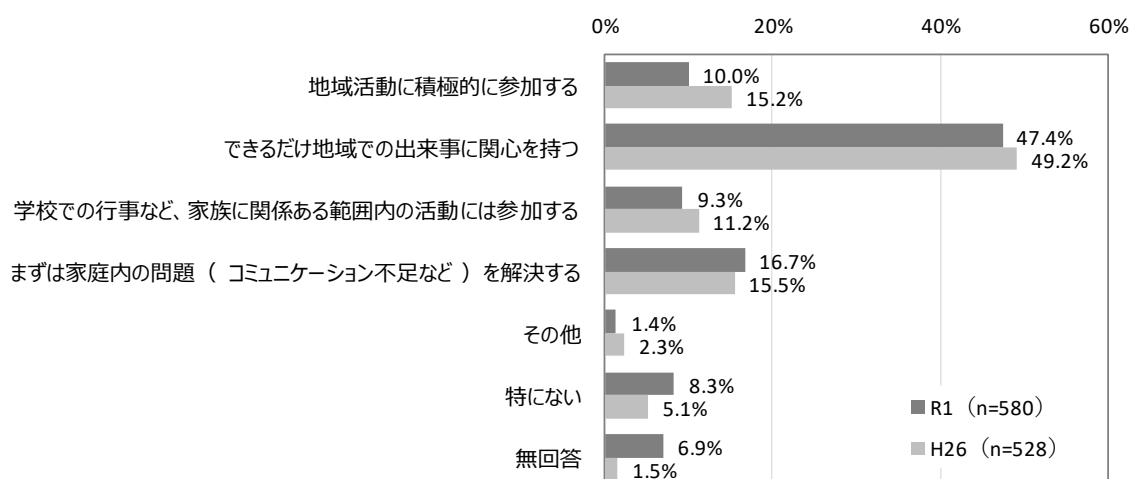
図表 47 地域福祉の推進に必要と思うこと（単数回答）



■安心の暮らしのために市民の一人としてできると思うこと

市民の一人としてできると思うことでは、「できるだけ地域での出来事に関心を持つ」が 47.4%と最も高く、次いで「まずは家庭内の問題（コミュニケーション不足など）を解決する」、「地域活動に積極的に参加する」となっています。前回と比較すると「地域活動に積極的に参加する」が 5.2 ポイント減少しています。

図表 48 安心の暮らしのためにできると思うこと（単数回答）

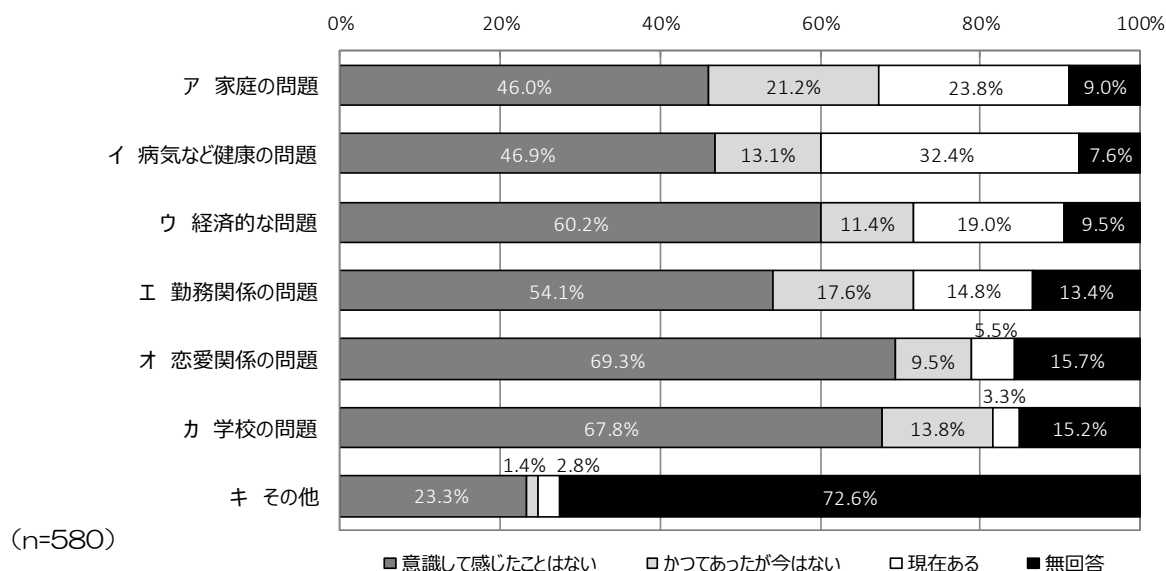


④ 心の健康や自殺・自殺予防について

■悩みや苦勞、ストレス、不満を感じる程度

悩みや苦勞などが「現在ある」の割合は、「イ 病気など健康の問題」が 32.4%と最も高く、次いで「家庭の問題」が 23.8%となっています。

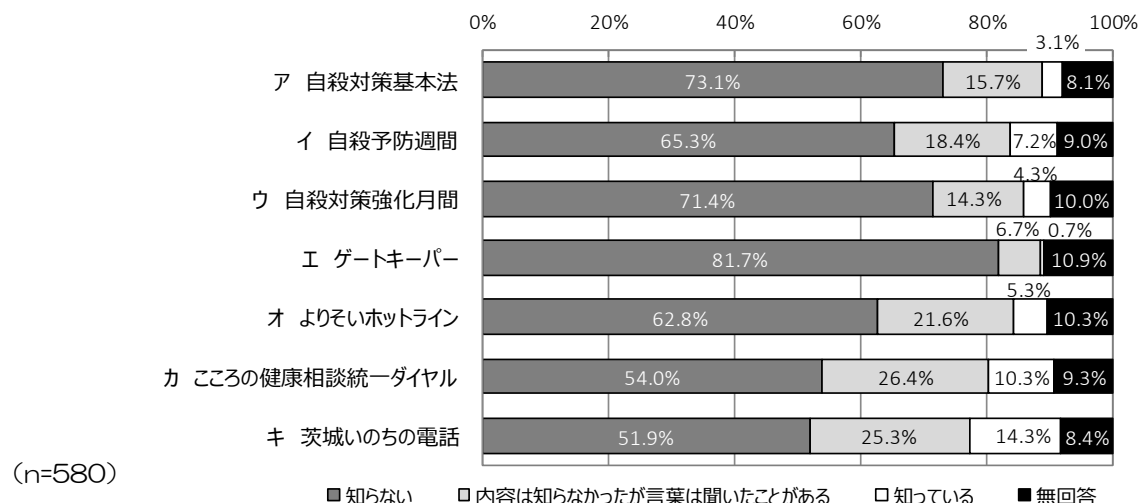
図表 49 悩みや苦勞、ストレスなどを感じる状況（ア～キまで、それぞれ単数回答）



■自殺や自殺対策に関する言葉や事業などについての認知度

自殺や自殺対策に関する言葉や事業などで「知っている」の割合が高いのは、「キ 茨城いのちの電話」、次いで「カ こころの健康相談統一ダイヤル」ですが、いずれも 10%台に留まっています。「知らない」の割合は「エ ゲートキーパー」が 81.7%と最も高く、次いで「ア 自殺対策基本法」、「ウ 自殺対策強化月間」がともに 70%台で高くなっています。

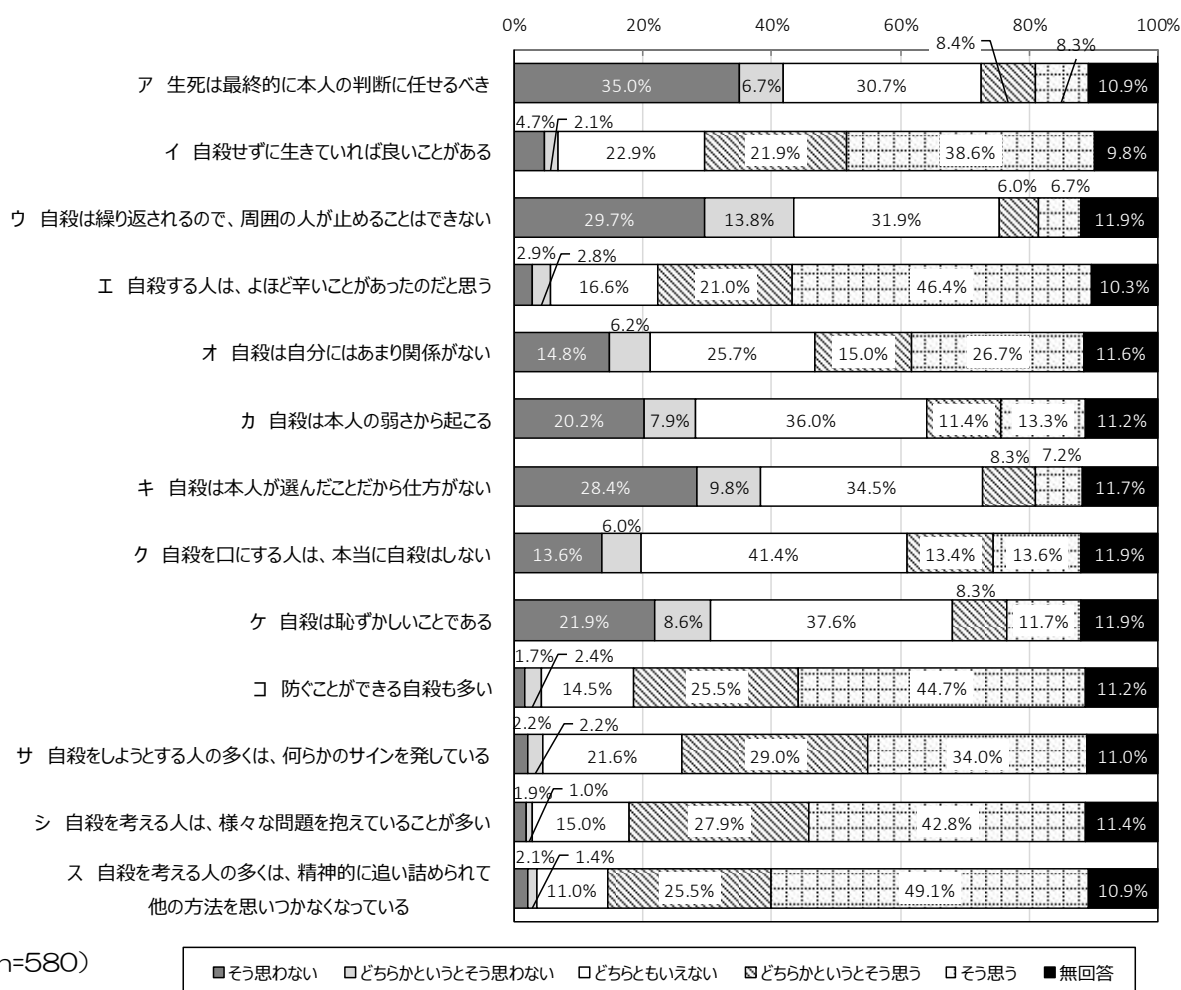
図表 50 言葉や事業などの認知度（ア～キまで、それぞれ単数回答）



■自殺に対する考え

自殺に関連する考えについて、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた「思う」との回答は、「ス 自殺を考える人の多くは、精神的に追い詰められて他の方法を思いつかなくなっている」が74.6%と最も高く、次いで「シ 自殺を考える人は、さまざまな問題を抱えていることが多い」が70.7%、「コ 防ぐことができる自殺も多い」が70.2%となっています。

図表 51 自殺に対する考え（ア～キまで、それぞれ単数回答）



3. 福祉の視点でみた坂東市の主な特徴と課題

- 高齢者 65 歳以上の高齢者人口が年々増加しており、要介護認定者数、介護サービス受給者数も上昇傾向にあります。高齢者の福祉や健康づくりに更に注力が必要な状況です。

- 住民参加 アンケート調査の回答率が 6 割近くと、市民の行政計画策定に対する高い参画意欲がうかがえます。

 地域活動の基礎となる行政組織への加入については、加入世帯数、加入率とも減少傾向にあります。減少理由の把握と対応が必要です。

 地域の行事等への参加・非参加の割合はともにほぼ 5 割ですが、地域活動やボランティア活動への取組に肯定的な人は 7 割近くに上っています。活動への働きかけが求められます。

 8 割を超える人が、地域における住民の自主的な支え合い・助け合いが「必要」、「あった方がよい」と考えていますが、5 年前よりもやや減少しています。また、これからの地域福祉の推進に「住民と行政の協力（協働）」が必要との回答は 14.5%と 5 年前からおよそ 10 ポイント減少しています。地域福祉への住民参加の重要性の周知・啓発を更に進める必要があります。

- 情報提供 5 割を超える人が福祉サービスの情報を「あまり」、「ほとんど」入手できていません。6 割の人が情報の入手先とする「広報ばんどう」への充実したわかりやすい情報の掲載が求められます。

- 福祉に関する言葉や事業の認知 福祉に関する言葉や事業について、「民生委員・児童委員」と「坂東市社会福祉協議会」を知っている人は 7 割前後いますが、「地域福祉計画」を知らない人が 6 割など、多くの言葉や事業で認知度が低い状況で、今後の周知活動を強化することが重要となっています。

- 自殺に関する言葉や事業の認知 自殺に関する言葉や事業についての認知度は高くありません。国が指標として例示する「ゲートキーパー」は 8 割以上、「自殺対策強化月間」は 7 割以上、「自殺予防週間」は 6 割以上の人が知らないと回答しており、今後の周知活動を強化することが重要となっています。

第3章 地域福祉計画

1. 基本理念

本市では、は、「みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち」という第2次計画の基本理念のもと、福祉のまちづくりを進めてきました。

地域福祉についての市民アンケートでは、平成26年調査、令和元年調査のいずれにおいても、これからの坂東市を、「介護が必要となっても、安心して施設を利用したり、在宅でサービスを利用できるまち」にしたいとの回答が5割を超えて最も多くなっています。

今後、高齢化率は増々高まることが予測されています。また、自然災害が、近年、その規模と頻度を増しています。そうしたとき、「安心」をキーワードとする第2次計画の基本理念は、多くの市民が目指したいとするまちづくりに合致したものとなっています。

従って、本地域福祉計画においても、第2次計画を継承し、基本理念を以下のとおりとします。

基本理念

みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち

2. 基本目標

一人ひとりの市民と地域、行政がそれぞれの役割を果たしながら、基本理念に掲げる「安心して心豊かに暮らせるまち」を創るために、4つの「基本目標」を設定しました。

また、それぞれの目標から展開される「取組の柱」のなかでは、自分自身や家族による「自助」、地域の力による「互助・共助」、行政・公的機関の福祉サービスによる「公助」とに分けて、生活課題の解決のための取組を示しました。

基本目標1 安心して快適に暮らせる地域づくり

人生100年時代という言葉が語られ、元気で社会参加に励む高齢者が増える一方で、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦だけで暮らす人たちも年々増加しています。

そうした状況を踏まえ、基本目標1では、近所づきあいや地域のつながりを密にし、声かけや見守りがさりげなく行われたり、楽しく集える場を充実させたりすることで、時に家にこもったり、地域で孤立しがちな高齢者などが、健康で安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

基本目標2 やさしさにあふれ、共に生きる地域づくり

地域では、子どもから青年、成人、高齢者、障がいのある人・ない人、子育て中の人など、さまざまな人が暮らしています。そうした人たちが支援の「支え手」「受け手」という関係を超えて主体的に参画して、ともに地域をつくっていく「地域共生社会」を実現させることが、いま求められています。

基本目標2では、住民がお互いを尊重しつつ、共に支え合いながら生きていくことのできる地域づくりを推進します。

基本目標3 子どもの夢と笑顔を育む地域づくり

少子化が進む我が国、また本市において、子どもは家族にとっての宝であるとともに、社会にとってその未来を託す希望でもあります。女性の更なる社会参加や社会での活躍が期待され、働きながら子どもを育てる母親も増えているなか、子育て家庭を支援し、地域全体で子どもの健やかな育ちを支援することが、地域社会においても重要となっています。

基本目標3では、本市の乳幼児から青少年まで、すべての子どもの健やかな育ちを願い、地域が一体となって子どもとその家庭を支える地域づくりを推進します。

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、ふれあいに満ちた地域づくり

災害が多発し、その被害の規模も拡大傾向にある現在、行政の力だけで市民の生命や財産を守ることは困難となっており、地域の絆・つながりを基盤とする助け合いの仕組みが必要不可欠となっています。

基本目標 4 では、地域に暮らす人と人のつながりのみならず、異なる世代間での交流、行政区や社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの組織・団体の連携を強化し、犯罪や災害から市民の暮らしを守る地域づくりを推進します。

3. 計画の体系

基本理念

みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち

■■ 取組の柱 ■■

基本目標 1

安心して快適に暮らせる
地域づくり

(1) 地域の高齢者への支援

(2) 気軽に集え、笑顔になれる居場所
づくり

(3) 地域における健康づくり

基本目標 2

やさしさにあふれ、
共に生きる地域づくり

(1) お互いの立場を認め合う環境づくり

(2) 気軽に相談できる体制づくり

(3) 地域での生きがいづくり

基本目標 3

子どもの夢と笑顔を育む
地域づくり

(1) 子育て家庭への応援

(2) みんなの食育の推進

(3) 青少年の地域参加の促進

基本目標 4

一人ひとりが大切にされ、
ふれあいに満ちた地域づくり

(1) 支え合い・助け合いによる困りごとの
解決

(2) 世代間の交流が生まれるネットワー
クづくり

(3) 防犯・災害時の助け合いの仕組み
づくり

(4) みんながルールやマナーを守る環境
づくり

4. 具体的な取組

基本目標 1 安心して快適に暮らせる地域づくり

(1) 地域の高齢者への支援

少子高齢化が進み続け、本市の高齢者人口も増加の一途をたどっています。

近年、高齢者が加害者となる交通事故が社会問題化するにつれ、免許を返納する高齢者数も年々増加していますが、免許返納後の生活上の不便さを懸念したり訴えたりする声は、アンケート調査の記述としても、多く寄せられています。

アンケート調査自由記述から

- ・将来を考えると、子供のいない私などは、夫もいなくなり一人きりになり、自動車も運転出来なくなると思うと坂東は不便で一人暮らしが出来るのか、とても不安です。(50 歳代、女性)
- ・独居生活をしている 84 歳ですが免許返納をして以来急に生活が不自由になりました。医院への往復、買い物等タクシー券は有難いのですがすぐ使い切ってしまうそうですし、デマンドは満員でと断られた事もあります。図書館の利用も全くできなくなったことは寂しいです。皆忙しい生活をしているので近隣の人に協力は頼みにくいです。(70 歳以上、女性)

親戚や友人との時間を過ごしたり、生活必需品を自分で選び購入したりするために外出することは、生きがいのひとつであるとともに、その人の安否を確認する機会ともなります。

高齢者が、家族からの支援に欠けていたとしても、地域で安心して暮らせるよう、外で見かけたときには声をかけ、外出の機会があるときには移動の支援を行うことが求められています。

自 助

私たちの取組

- ・気軽に外出できるような温かい家族関係を築きます。
- ・近所の高齢者を見守り、さりげない声かけをします。
- ・ひとり暮らしになったときのために、日ごろからの近所づきあいを心がけます。

互助・共助

地域の取組

- ・地域でイベントを開催するときは、送迎まで考慮します。
- ・外出ボランティア等の講座を開催し、活動の輪を広げます。
- ・民生委員児童委員と協力して、高齢者の家庭を気づかい、日常的に声かけ等を行います。

- 運転免許を返納したり、自力での移動が困難な高齢者の移動支援を行います。
- ガイドヘルパーを育成・派遣します。
- 公共施設のバリアフリー化を推進します。

※ガイドヘルパー（移動介護従事者）：

主に視覚障がい、全身性障がい、知的障がいなどのために、一人での外出が困難な人について必要なサポートや介助を行う人

※バリアフリー：

高齢者や障がい者が社会生活を営む上での支障となる物理的な障がいや、精神的な障壁を取り除いていく取組

(2)気軽に集え、笑顔になれる居場所づくり

地域での交流を盛んにするためには、日々、隣近所とお付き合いを重ねるとともに、地域において気軽に集うことができ、楽しみと思われる交流の機会をつくること、また、そうした機会づくりについての情報が住民にきちんと届けられること、更に、住民が誘い合ってそうした機会に足を運ぶことが大切です。

家庭のなかや地域のなかに自分の「居場所」があることは、自己肯定感や生きがいを持つことにつながります。そうした居場所づくりを、自助、互助・共助、公助がそれぞれの役割を果たしながら、連携して推進することが求められています。

自 助

私たちの取組

- ・隣近所と親しく付き合い、お互いの家を訪問できるような機会をつくれます。
- ・公民館や地域活動の場に参加・協力します。
- ・自分から進んで近所づきあいをします。

互助・共助

地域の取組

- ・気軽に集まれる機会をつくれます。
- ・引きこもりや閉じこもりにならないよう、誘い合ってふれあいの場をつくれます。
- ・公民館等で日ごろの悩みを相談しあえる環境をつくれます。

公 助

行政の取組

- ・地域における居場所づくりに関する取組等の事例紹介に努めます。
- ・官民で設置しているふれあいの場に関する情報を提供します。
- ・地域の公民館活動等への支援を行います。

(3)地域における健康づくり

福祉や医療などの体制が整備され、いざというときには頼れるという安心感のある暮らしを実現することは重要ですが、普段の日を充実させ、快適に送るためには、自分自身が健康であることが大切です。

本市は、市民が健康でこころ豊かに生き生きと暮らしていけるよう、一人ひとりの健康づくりを支援する計画「第2次ばんどう健康プラン21」を平成30年に策定し、乳幼児期から学齢期、成人期、高齢期までのすべてのライフステージを対象に、健康づくりのための取組を総合的に展開しています。市民はプランを参考に主体的に健康づくりに取り組むこと、また、地域は人のつながりを強みとして、市民の取組を息の長い継続的なものとなるように支援することが求められています。

自 助

私たちの取組

- 自分の健康は自分でづくり、守るという意識を持って、健康づくりに取り組みます。
- スポーツ、余暇、休養、趣味などの日常生活に気を配ります。
- 会話のある、笑顔の絶えない家庭をつくれます。

互助・共助

地域の取組

- 健康体操、スポーツ・レクリエーション、健康勉強会等を開催します。
- 行政区やシニアクラブ等が中心となってスポーツや花壇づくりを行い、ふれあいながら心身の健康の維持、増進に努めます。
- 公民館、サークル活動等の場で、室内運動やゲーム、合唱などを通して楽しみながらの健康づくりを進めます。

公 助

行政の取組

- 「ばんどう健康プラン21」に基づく施策を通じ、市民の健康づくりを総合的に支援します。
- 健康づくりや健康づくりに関する生涯学習等の教室を継続開催していきます。
- 健康づくり指導者の育成と事業の普及に努めます。
- 生活習慣病の発症や重症化予防に向けた食事や運動に関する指導・PRを実施します。

(1)お互いの立場を認め合う環境づくり

本市では、高齢者数の増加にともない要介護認定者数も年々増加しています。平成31年4月時点で介護認定を受けている65歳以上の人は人口の4.3%、65歳以上の人のおよそ15%となっています。また、障がい者についても、療育手帳所持者、保健福祉手帳所持者を中心に増加が続いています。

近年、養護者や施設職員による高齢者や要介護者、障がい者、子どもなどへの虐待が全国的に増加し、深刻な社会問題となっているなか、虐待の防止や早期の発見と対応は、権利擁護とともに重要な取組となっています。

本市では、高齢者、障がい者、子どものそれぞれを対象とした個別の福祉計画において、そうした取組を推進していますが、市民においては、一人ひとりが互いを理解し認め合い、世代や立場を超えて協力しながら共に生きていく地域を創り上げることが求められます。アンケート調査では、8割を超える市民が、地域において住民が自主的にお互いを支え合い、助け合う関係を「必要だと思う」「あった方がよい」と回答しています。この市民意識を支えに官民が力を合わせ「地域共生社会」づくりを力強く推進することが重要となっています。

自 助

私たちの取組

- ・障がい者の視点に立って行動します。
- ・お互いを認め合い、協力して生活します。
- ・人としてお互いの人格を尊重し合います。

互助・共助

地域の取組

- ・障がい者の見守りを行っていきます。
- ・障がい者、子ども、高齢者と交流を深め、理解に努めていきます。
- ・福祉に関する団体の活動内容等を、地域のなかで広めていきます。

- 「坂東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づく施策を通じ、高齢者への虐待の防止・早期発見に努めるとともに、成年後見制度利用者支援事業の推進に努めます。
- 「坂東市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づく施策を通じ、障がい者への虐待の防止、障がい者の人権擁護、障がい・障がい者についての理解促進に努めます。
- 「坂東市子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策を通じ、子どもへの虐待防止、子どもの人権擁護に努めます。
- 住民参加による地域福祉活動のソフト・ハード両面で拠点づくりを進めます。
- 「地域共生社会」づくりのために適切な情報を随時提供していきます。

(2)気軽に相談できる体制づくり

私たちは、毎日を送る上でさまざまな生活課題に直面します。そのなかには、自分や家族で解決できるものもありますが、他者からの助言や協力を必要とする問題もあります。そうした時に、地域で気軽に相談できる環境・体制があれば、問題が深刻化する前に、解決につなげることができるものもあります。

アンケートでは、「民生委員児童委員」という言葉は7割を超える人が知っていますが、自分の住まいを担当する民生委員の名前まで知っている人は3割に留まっています。近所の人たちと親しく交わり言葉を交わすとともに、地域の民生委員や行政区の役員が誰かを知り交流することが、安心して相談できる地域づくりの第一歩です。行政には、そのための情報を的確に発信し市民に届けることが求められています。

自 助

私たちの取組

- ・地域の行政区役員や民生委員児童委員の名前を知り、交流を持ちます。
- ・いろいろな場を利用し、近所の人たちとコミュニケーションをとります。
- ・障がい者や高齢者と日常的に会話をするようにします。

互助・共助

地域の取組

- ・地域での困りごとは、まずみんなで解決するよう努力します。
- ・地域での民生委員児童委員の活動を支えます。
- ・地域の住民が、気軽に相談できる体制をつくれます。

公 助

行政の取組

- ・困りごとや悩み、カウンセリングについての相談手順をわかりやすいパンフレットにして配布します。
- ・社会福祉協議会等の事業内容を市民に周知し、活用されるように努めます。
- ・市民からの相談には、担当窓口で親切に対応します。

(3)地域での生きがいつくり

「生きがい」は生きる意欲を生むものであり、生きがいを持つことは、すべての人にとって大切なことです。しかし、社会活動への参加機会が限られがちな障がい者にとっては、生きがいを見出す機会を広げるための支援がとりわけ必要とされます。

行政は、障害者計画等において、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動などの充実に向けた環境の整備に取り組んでいますが、障がいや障がい者に対する理解を更に浸透させ、障がいのある人・ない人の一層の交流を促進することが求められます。また、地域や市民においては、共生社会づくりに寄与する、地域での交流事業への支援や積極的な参加が期待されています。

自 助

私たちの取組

- ・障がい者に声をかけ、地域活動への参加を呼びかけます。
- ・地域と障がい者との交流事業に参加します。
- ・ボランティア活動へ積極的に参加します。

互助・共助

地域の取組

- ・障がい者団体が行う地域交流事業に対する支援を行います。
- ・障がい者の自主的な活動や社会参加に対するニーズを把握し、参加の機会を拡充します。
- ・障がい者が参加できるスポーツの普及やスポーツ大会を通じて生きがいつくりや交流活動を行います。

公 助

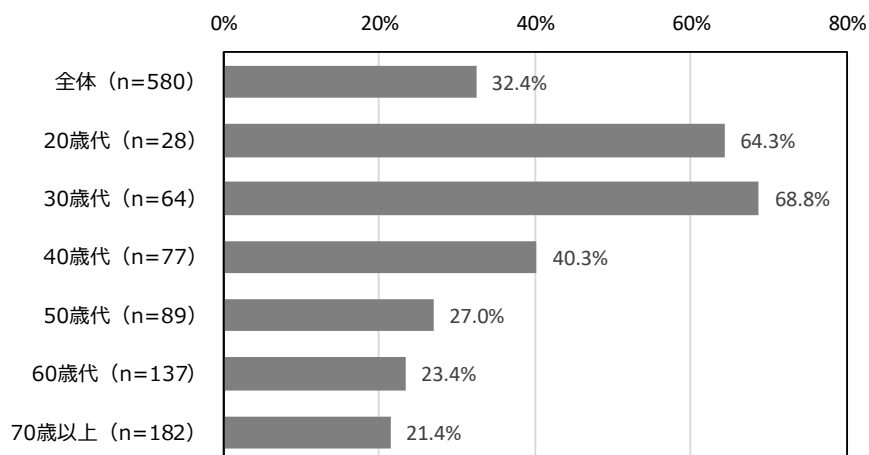
行政の取組

- ・「坂東市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づく施策を通じ、障がいのある人の余暇活動支援や地域啓発事業を推進します。
- ・各種生涯学習講座・教室を開催し、生涯学習や地域活動への参加の機会を拡充します。
- ・スポーツ・レクリエーション活動に係る公共施設のバリアフリー化を図ります。

(1)子育て家庭への応援

アンケート調査で、これからの坂東市を「安心して子育てできるまち」にしたいとの回答は、32.4%でしたが、子育て世代である20歳代や30歳代に限るとその割合は6割を超えています。また、子育ての時代を過ぎた高齢の世代でも、2割以上の人は子育てを応援する気持ちでいることがうかがえます。

図表 52 これからの坂東市を「安心して子育てできるまち」にしたいと回答した人（問46から抜粋）



行政は「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもや子育て家庭への支援に努めています。地域においても子育てをあたたく見守り、子どもにとって安全な生活環境づくりの一翼を担い、子育て世代の期待、「安心して子育てできる坂東市」に答えることが求められます。

自 助

私たちの取組

- ・子どもは地域の宝として、あいさつ、声かけなどに進んで取り組みます。
- ・子どもの登下校時にパトロール等の協力をし、子どもを見守ります。
- ・いじめのサインに気づいたら、家庭や学校に通報します。

互助・共助

地域の取組

- 地域全体で子どもを見守り育てる体制をつくります。
- 身近な公民館等を利用した保護者同士のふれあいを大切にします。
- いじめの早期発見のため、家庭・地域との連携を密にし、情報交換します。

公助

行政の取組

- 子ども会活動などに関する情報提供を積極的に行います。
- 「坂東市子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策を通じ、地域の子どもたちの交通事故や犯罪からの安全確保を図ります。また、学校におけるいじめや暴力行為などに関する相談体制の強化を図ります。
- 行政区や学校、PTA 等の組織と連携して、いじめの早期発見のポイントを啓発します。

(2)みんなの食育の推進

「食育」とは、生きる上での基本であり「知育」、「徳育」、「体育」の基礎となるものです。また、「食育」とは、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることでもあります。

社会環境やライフスタイルの変化にともない、朝食の欠食、野菜の摂取量の不足や栄養バランスの偏り、特に高齢者にみられる食欲の低下に伴う低栄養など、食に関するさまざまな問題が報告されています。

本市の「第2次ばんだう健康プラン21」では、「おいしいな」を合言葉として、生涯にわたる食育の推進に取り組んでいます。家族の健康の維持・増進のために、家庭内では規則正しく、栄養のバランスのとれた食事をとること、地域においては、友人・知人も参加した楽しい食事の場づくりをすることが求められています。

自 助

私たちの取組

- ・子どもが、朝ごはんをきちんと食べることができるようにします。
- ・“いただきます”の言葉の意味を大切に、食事や食材を作ってくれた人に感謝します。
- ・1日3回、主食・主菜・副菜のそろった食事を規則正しくとります。

互助・共助

地域の取組

- ・食育についての知識を習得する勉強会などの場を設けます。
- ・家族や仲間、近所での楽しい食事を心がけます。
- ・食生活改善推進員等の協力を得て、料理教室を開催します。

公 助

行政の取組

- ・「ばんだう健康プラン21」に基づく施策を通じ、市民への食育の普及に努めるとともに、食生活の改善指導を推進します。
- ・食育の基本目標等のチラシを作成・配布し、市民の食育への関心を高めます。

(3)青少年の地域参加の促進

アンケート調査では、地域活動を行う上での問題点として、「活動の中心になる人が高齢化している」、「活動する人（特に若年層）の確保が難しい」との回答が、それぞれ38.4%、36.7%となっており、地域活動を継続的に行うための世代交代に問題が起きていることが浮き彫りとなっています。

地域活動は、地域に暮らす人と人のつながりをつくり確かなものとする機会であり、地域のすべての世代の参加を得て進める必要があります。そのため、市民一人ひとりが、地域・行政とともに、青少年の居場所や青少年が参加できる地域行事、行事における青少年の役割づくりなどを進め、青少年に地域への帰属意識を高めてもらうことが重要となっています。

自 助

私たちの取組

- ・青少年が地域の行事に参加できる場面をつくります。
- ・家庭での子どもとの会話、だんらんの場をつくります。
- ・近所でのあいさつを心がけます。

互助・共助

地域の取組

- ・青少年の「地域での役割」を明確にし、その機会を提供します。
- ・青少年のボランティア活動を支援します。
- ・青少年を非行・犯罪から守ります。

公 助

行政の取組

- ・青少年活動のリーダーを育成します。
- ・青少年活動や青少年の居場所づくりを進めます。
- ・青少年のボランティア活動を支援します。

(1) 支え合い・助け合いによる困りごとの解決

世帯数の増加にも関わらず、地域福祉の基盤となる行政区への加入世帯数は減少傾向にあり、結果として加入率も低下しています。平成31年4月時点の加入率は73.1%と比較的高いレベルですが、低下が今後も続いた場合、地域のつながりが弱まることも懸念されます。

加入世帯数の減少は、「新たに市民となった人が行政区に加入しない」場合のほか、「高齢化によって行政区内での役割を果たすことが困難となったため脱会する」という場合もあります。そのため、身近な場での支え合い・助け合いの大切さを実感できる取組や日常生活に困難を抱えた人へのきめ細かな支援などを通じて安心して暮らせる地域づくりを進め、行政区に未加入の人も含めた地域のつながりの再構築を図ることが求められています。

自 助

私たちの取組

- ・隣近所とのあいさつ、声かけなど普段からの付き合いを大切にします。
- ・困っている人を見たら、声をかけて相談に乗ります。
- ・家族の絆を大切にします。

互助・共助

地域の取組

- ・行政区、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会がそれぞれの連携を高めます。
- ・生活課題については、まず行政区等で話し合い、解決に努めます。
- ・楽しい行事を地域で実施し、お互いの交流を深めます。

公 助

行政の取組

- ・生活上の問題を抱えた人の相談機関についての情報を、市民へ周知するとともに、窓口の充実を図ります。
- ・助け合いの精神の意識啓発に努めます。
- ・生活困窮者自立支援事業を実施します。
- ・罪を犯した人の更生を助ける保護司会の活動を支援します。

(2)世代間の交流が生まれるネットワークづくり

情報機器・通信機器等は生活を便利にする一方で、仮想的な空間を広げ、身近な人と人の直接のコミュニケーションの希薄化をもたらしました。しかし、アンケートでは、安心の暮らしのために市民の一人としてできることについて、「できるだけ地域の出来事に関心を持つ」との回答が47.4%と最も多く、前回調査での49.2%からほとんど減少していません。このことは、安心の暮らしのために「地域とのつながり」を重視するという市民意識に、ゆらぎがないことを意味しています。

地域への関心を大切に思う市民の意識を活かし、福祉が自然なかたちで実践される地域づくりを目指し、さまざまな組織、団体との連携を行政が支援すること、また、市民は、ボランティア等の活動の機会を捉え、異なる世代の人との交流を進めることが求められています。

自 助

私たちの取組

- ・世代の違う人たちに自分から話しかけます。
- ・保育園（所）、学校等の運動会、その他の行事に参加して交流を深めます。
- ・地域の人たちとふれあえるボランティア活動等に参加します。

互助・共助

地域の取組

- ・あらゆる世代と交流が図れる行事を開催します。
- ・地域住民とのふれあいを大切にします。
- ・中学生、高校生のボランティアによる世代間交流を図ります。

公 助

行政の取組

- ・行政区等の活動を積極的に支援します。
- ・福祉に関する地域の団体と連携を図り、活動を支援します。
- ・地域活動の取組状況を地域に紹介していきます。

(3)防犯・災害時の助け合いの仕組みづくり

台風や竜巻、集中豪雨などによる災害の発生が身近に感じられるようになりました。また、子どもや高齢者を狙った犯罪が毎日のように報道されている現在では、命と生活を守るために、平常時にしっかりとした防犯や防災のための仕組みを整えておくことが重要となっています。しかし、アンケート調査では、災害弱者を守るための「坂東市避難行動要支援者名簿」や判断能力が十分でない人の財産を守る「成年後見制度」などの認知度が低いことが明らかとなりました。

同じくアンケートで、福祉サービスの情報を「あまり入手できていない」、「ほとんど入手できていない」との回答は合わせて5割を超えており、行政による情報提供に改善の余地があることが明らかですが、個人や家族のレベルでも、万一の事態に備えておくことは必要であり、地域・行政区のレベルでも、いざというときの支援体制を平常時に構築しておくことが重要となっています。

自 助

私たちの取組

- ・ 万一に備えての準備を心がけておきます。
- ・ 家族で緊急時の対策を話し合います。
- ・ 日ごろから、隣近所と災害時の話し合いをします。

互助・共助

地域の取組

- ・ 行政区ごとに緊急連絡網などの情報共有や伝達手段をつくります。
- ・ 地域の防犯、防災意識を高め、対策を促進します。
- ・ 行政区、民生委員児童委員、自主防災組織等が協力し、要配慮者への支援の体制をつくります。

公 助

行政の取組

- ・ 防犯・災害情報の適時・的確な提供に努めます。
- ・ 消防団、行政区、ボランティア等による支援体制を整備します。
- ・ 避難支援「個別」プランをつくり、高齢者や障がい者等の支援を必要とする人の定期的確認を行います。

(4) みんながルールやマナーを守る環境づくり

地域において一人ひとりが尊重されるためには、地域のルールがしっかりと守られる地域づくりとその維持に、みんなが協力することが重要です。転入して新たに市民となった人、とりわけ近年増加が著しい外国籍の人などは文化も異なり、地域のルールの理解が進んでいないことも考えられます。そうした人たちが理解できる言語で、ルールやマナーの周知を図ることは、行政の責任として行う必要があります。また、一人ひとりの市民は、自身がまずルールを守ること、周囲でルールを守らない人がいたら、声かけしルールの遵守を促すこと、そうした活動を地域レベルで展開することが大切です。

自 助

私たちの取組

- ・ルールやマナーは自分から率先して守ります。
- ・ルールやマナーを家庭で身につけるように話し合います。
- ・ルールやマナーを守らない人には、守るように声をかけます。

互助・共助

地域の取組

- ・ゴミ集積所の整理整頓を、利用者間でしっかりと行います。
- ・地域の作業にみんなが出られるよう工夫し、広報活動を行います。
- ・地域において、みんながルールやマナーを守れるようにするため、ルール等の理解の促進と遵守の徹底を図るための活動を行います。

公 助

行政の取組

- ・ルールやマナーに関する理解の促進や徹底を図るため、看板の設置などのPR活動を行います。
- ・ルールやマナーが身につけられるような講座を各地域で開催します。
- ・さまざまな機会を活用し、ルールやマナーの遵守についての周知・啓発に努めます。

第4章 自殺対策推進計画

1. 基本理念と数値目標

自殺対策基本法は、自殺対策について、「自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景にさまざまな社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。」としています。また、自殺総合対策大綱は、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」との認識のもとで、自殺対策の本質が生きることの支援にあることを改めて確認し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことを基本理念としています。

これらを受け、本市では、本自殺対策推進計画の基本理念を次のとおりとします。

計画の基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない坂東市の実現

また、基本理念を踏まえ、本自殺対策推進計画の最終的な目標は「自殺者ゼロ」とします。

自殺総合対策大綱は、当面の目標として「平成38年（令和8年）までに、自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させ、13.0以下とする」としています。

この値と過去の本市の自殺死亡率を踏まえ、本計画では、最終年度である令和6年度の目標値（当面の目標値）を以下の通り設定します。

数値目標

- 最終的な目標：自殺者ゼロ
- 当面の目標値：自殺者7人以下（令和6年）

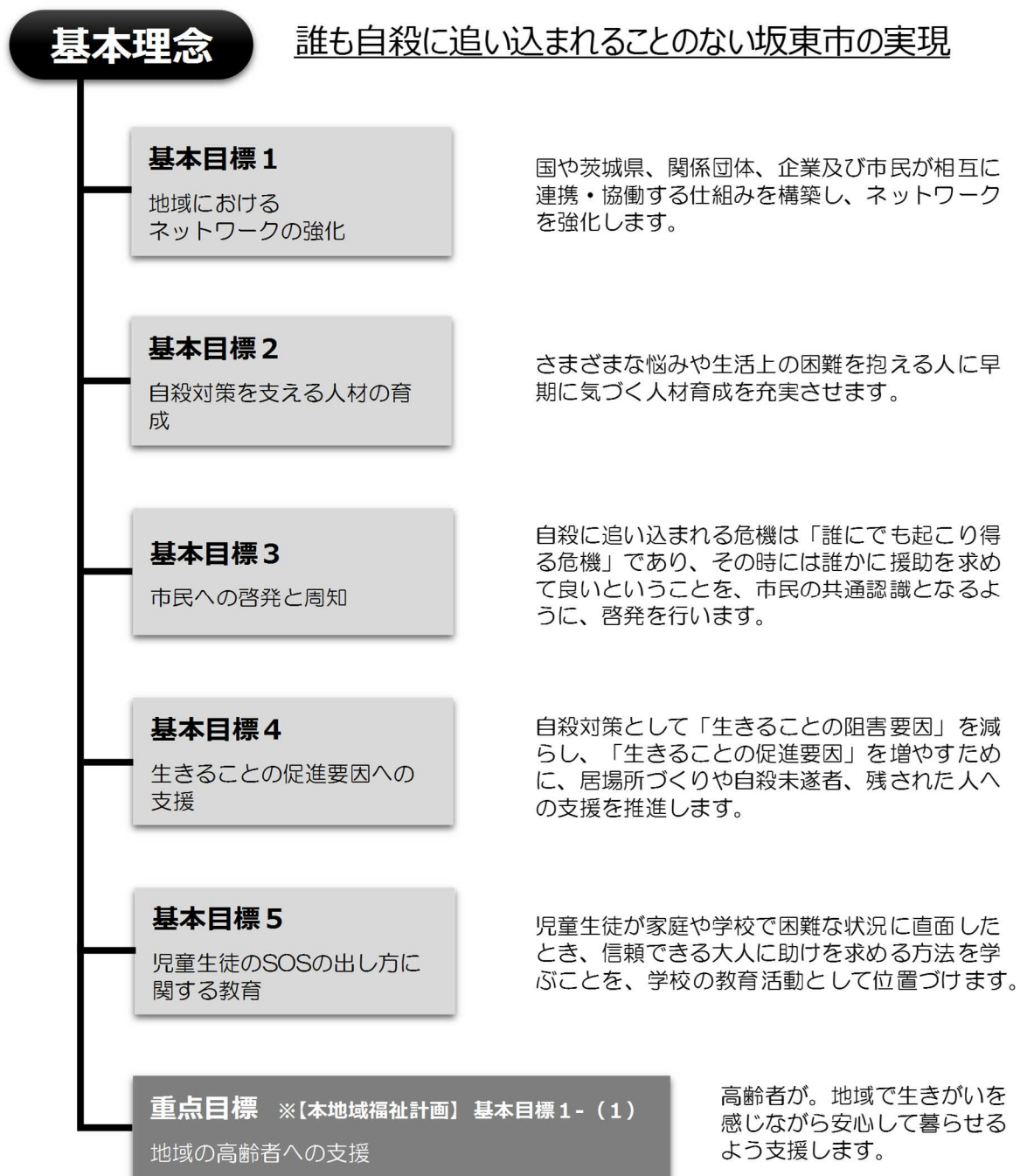
※市町村の自殺者数は総数が少ないため、1名の増減が自殺死亡率に大きく影響することを踏まえ、当年の自殺死亡率として前後の年も含めた移動平均の考え方を採用することとします。

移動平均による本市の平成27年の自殺死亡率は24.1であり、これを国に倣い令和8年に30%減の16.9とすると、本計画最終年度である令和6年の数値は18.2となります。ただし、平成28年から平成30年までの自殺死亡率の実績値がすでにこの値を下回っていることに鑑み、当面の目標値は国が令和8年までの目標とする自殺死亡率13.0に対応する自殺者数である7人以下とします。

2. 基本目標と重点目標

基本理念のもと、自殺対策のナショナル・ミニマムとして全国的に実施されることが望ましいとされる施策群を、本自殺対策推進計画の基本目標とします。

また、本市の自殺の特徴として「男女 60 歳以上無職同居」の人の自殺が多いと示されたことを踏まえ、本地域福祉計画の基本目標 1－(1)「地域の高齢者への支援」を重点目標とします。



3. 具体的な取組

基本目標 1 地域におけるネットワークの強化

誰も自殺に追い込まれることのない坂東市を実現するためには、問題を抱えた人の状態が深刻化する前にそうした人を早期に発見したり、複合的な問題にも対応できたりすることなどが必要ですが、それには、行政だけでなく、関係団体・民間団体・企業・地域・市民一人ひとりなどが自殺対策の考え方を共有し、それぞれが果たすべき役割を明確にした上で、自殺対策が推進されることが重要です。

そのため、自殺対策に関わる関係者、組織・団体、地域の各種相談窓口や支援機関等の連携・協働が促進され、包括的な自殺対策が推進されるよう、地域におけるネットワークの強化を推進します。

■具体的な取組

名称	取組の内容	担当課
生徒指導担当者等による情報交換	・各校の生徒指導担当及び相談業務に関わる職員が集まり、情報交換等を行います。	指導課
ボランティア連絡協議会	・各福祉団体の情報交換や意見交換、また団体間の交流等を行います。	社会福祉協議会
民生委員児童委員活動	・市の民生委員児童委員を市福祉委員として委嘱し、関係機関との協力及び連携により社会福祉の増進に努めるとともに、市や市福祉事務所が福祉調査及び福祉事務執行の支援を依頼します。	社会福祉課
坂東市自立支援協議会	・医療、保健、福祉、教育及び就労等に関係する機関による会議を年2回開催し、情報共有を推進します。	社会福祉課
子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	・要保護児童対策協議会の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、関係機関の連携強化を図ります。	こども課
青少年育成坂東市民会議	・青少年団体との連携と支援、子どもを守る110番の家の活用推進、あいさつ・声かけ運動の推進等の市ぐるみの運動を展開し、青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課

基本目標２ 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな分野で、生きることを包括的に支援している人を、自殺対策に係る人材として確保、養成することが重要となっています。また、自殺や自殺に関連した事象について正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家や専門機関につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人の養成が求められています。

そのため、自殺対策に直接関わる人材の養成や資質の向上のみならず、自殺のサインについての気づく力を備えた市民を養成するための研修等を実施し、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を増やしていきます。

■具体的な取組

名称	取組の内容	担当課
人権教育研修会等への参加	・差別や偏見をなくし、誰もが幸せに暮らせる社会を構築するために、研修等への参加と実施を進めます。	社会福祉課
手話奉仕員養成事業	・聴覚障害者等との交流活動の促進や、市の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行います。	社会福祉課
保健師人材育成計画	・職場内外での研修の実施、キャリアラダーの活用、ジョブローテーション、統括保健師による面談等を通じ保健師の育成を推進します。	健康づくり推進課
食生活改善推進員養成講座	・3年に1度、参加者を公募して養成講座を開催し、食生活に課題のある人への支援につなげます。	健康づくり推進課
ゲートキーパーの養成	・茨城県と連携し、県のゲートキーパー啓発映像教材を活用したゲートキーパーの普及・啓発や人材の育成に努めます。	社会福祉課

基本目標３ 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、実際には誰にでも起こり得るにも関わらず、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。また、自殺や自殺対策に関わる言葉や事業などについての認知度も低く、アンケート調査では、毎年９月１０日から１６日までの「自殺予防週間」や毎年３月の「自殺対策強化月間」を知らない人は６割から７割に上っています。

自殺を自分から遠いものであるとせず、危機に陥った場合に誰かに援助を求めることは当たり前の態度であるということが本市全体の共通認識となるよう、市民への自殺に関する正しい情報提供を進め、啓発と周知に努めます。

■具体的な取組

名称	取組の内容	担当課
テーマ図書展	・図書館内に自殺予防に関連した図書を展示したり、関連したブックリストを作成します。	図書館
女性相談	・DV の内容や相談機関について掲載したカードサイズのリーフレットを作成し、公共施設や商業施設のトイレに設置します。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、市役所内にパープルリボンツリーのパネルを設置します。	市民協働課
広報紙の編集及び発行	・各課からの自殺予防に関する啓蒙記事の広報紙への記載を検討します。	秘書広報課

基本目標4 生きることの促進要因への支援

「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺に追い込まれるリスクが高まります。そのため、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組と、「生きることの促進要因」を増やす取組の双方向からのアプローチが重要となります。

本市の自殺の原因・動機として最も多い「健康問題」や、次いで多い「家庭問題」、「経済・生活問題」は、「地域自殺実態プロファイル」でも本市の自殺の特徴として、背後にある危機経路のなかに示されており、また、アンケートでは、現在ある悩みとして「病気などの健康の問題」が最も多くなっています。

生活に経済的な困難を抱える人や、健康に不安を覚える人、子育てに悩みを感じる人など、さまざまな課題を抱えた人の生きることへの保護要因と阻害要因のバランスが、保護要因側へと傾くよう、幅広い取組を推進していきます。

■具体的な取組

名称	取組の内容	担当課
教育委員会及び学校における働き方改革検討委員会	・教育委員会及び学校における働き方改革を推進します。	指導課
生活福祉資金貸付事業	・低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯の方を対象として、一時的に生計の維持が困難となった世帯に対し、低利又は無利子で生活福祉資金、教育支援資金の各種貸付を行います。	社会福祉協議会
就労支援事業	・生活困窮者及び生活保護受給者に対し、安定した就労と収入を目指し支援します。	社会福祉課
生活保護事業	・困窮世帯に対し、国の定める最低生活を保障します。また、定期的に受給世帯への訪問を行い、居住実態の確認のみならず、当該世帯の抱える問題を表面化し適切な支援を行います。	社会福祉課
新生児訪問 こんにちは赤ちゃん訪問	・産後うつ病問診票を使用して聞き取りを行い、産後うつの早期発見に努めます。	健康づくり推進課
ひよこサロン 3か月児健診	・対象者が抱える不安・問題に応じて保健師・助産師等専門職が対応し、産後うつの予防や育児不安の解消に努めます。	健康づくり推進課

産後ケア事業	・家族等から十分な家事育児等の援助が受けられず、育児不安がある産婦に対し、心身のケアや育児サポート等を行い、産後うつ予防や育児不安の解消など産後の生活を支援します。	健康づくり推進課
こころの健康相談	・専門医によるこころの健康相談を実施します。 ・保健師による電話相談や面接を実施します。	健康づくり推進課
民生委員児童委員訪問	・一人暮らし高齢者世帯などへの民生委員児童委員による定期的な訪問活動を実施します。	介護福祉課
葬祭費支給	・国民健康保険被保険者の死亡時に葬祭費を支給します。	保険年金課
児童扶養手当支給事務	・ひとり親等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ります。	こども課
母子家庭等対策総合支援事業	・支援の必要な世帯に対し、面談を通し施設の案内を行います。	こども課
女性相談	・女性が抱えるさまざまな悩みや困難に対し、女性相談員が問題の解決に向けたアドバイス等の支援を行います。 ・DV被害により一時保護等の緊急性を要する場合、職員が警察や関係各課と連携し対応します。	市民協働課
就学援助事業	・経済的理由により、就学困難な児童・生徒の保護者に対し、給食費・学用品等を補助します。	学校教育課
小林孝三郎奨学金	・優良な生徒でありながら経済的理由により、修学困難な生徒及び学生へ、学費の補助を実施します。	学校教育課

基本目標5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

学校において児童生徒が命の大切さを実感する教育とともに、さまざまな困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方教育）や心の健康の保持に係る教育を受けることは、社会に出たときに直面する可能性のある困難やストレスに上手に対処できるようになるために大切なことです。また、本市では、幸いにも平成24年から平成30年まで、20歳未満の自殺者はいませんでした。子どもの自殺の要因として「いじめ」は深刻な社会問題となっています。

子どもが、命の危機に直面したとき、大人に対して助けの声をあげられるよう教育するとともに、こころの電話相談室やこころの教室相談員が十分活用されるよう、周知活動を推進します。

■具体的な取組

名称	取組の内容	担当課
いじめ防止対策	・坂東市いじめ問題対策協議会及び坂東市いじめ問題対策連絡協議会を実施し、いじめ防止に関する取組等について確認を行います。	指導課
教育相談事業	・市役所内に「こころの電話相談室」を設置、各中学校に1人、こころの教室相談員を配置し、相談に対応します。	指導課
青少年育成坂東市民会議（再掲）	・青少年青少年団体との連携と支援、子どもを守る110番の家の活用推進、あいさつ・声かけ運動の推進等の市ぐるみの運動を展開し、青少年の健全育成を図ります。	生涯学習課
女性相談	・市内高校生を対象に、デートDV防止の講座を実施します。	市民協働課

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

地域福祉は、行政や社会福祉協議会を始め、市民、行政区、福祉に関係する組織や団体、ボランティアやNPO法人など、さまざまな主体が加わり連携を保ち推進することとなります。

それぞれの主体の役割は次のとおりとなります。

主 体	役 割
市民	地域福祉を推進するためには、市民が地域社会の一員としての自覚と帰属意識を持ち、まちづくりの方向性を理解・共有し、地域の一員としてあいさつや隣近所との交流などできることから具体的に行動し、地域のつながりと支え合いの関係づくりを進めることが求められます。
地域（行政区）	行政区は、地域に住む人たちが豊かで安心できる暮らしを続ける基盤です。そのために、地域で起こるさまざまな生活課題の解決に取り組む組織として、また、地域住民の連帯意識を向上させ、地域福祉を円滑に展開させる団体としての役割が期待されます。
民生委員児童委員	厚生労働大臣の委嘱を受けた民生委員児童委員は、「社会福祉の活動を行う者」として、住民の立場に立って地域福祉の推進に努めることとされています。今日、社会問題となっている虐待やひきこもりなどに関して、当事者との信頼関係に基づいて相談や支援を行い、行政につなぐ役割が期待されています。
社会福祉法人	施設利用者への福祉サービスの提供事業の運営とともに、福祉の専門知識と設備を有する組織として、地域に貢献する使命があります。災害発生時には福祉避難所として、また平常時は施設の交流スペースの開放なども期待されるほか、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たり、無料又は低額での福祉サービスの提供なども責務とされています。
坂東市 社会福祉協議会	社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、社会福祉を推進するための中心的な役割を担う団体と位置づけられ、市全体の地域福祉活動のコーディネートや行政との調整役としての役割を担うほか、民間団体として独自の福祉活動を推進することが求められます。更に、「地域福祉活動計画」策定主体として、それぞれの地域特性に沿った福祉活動を住民とともに展開することが期待されています。

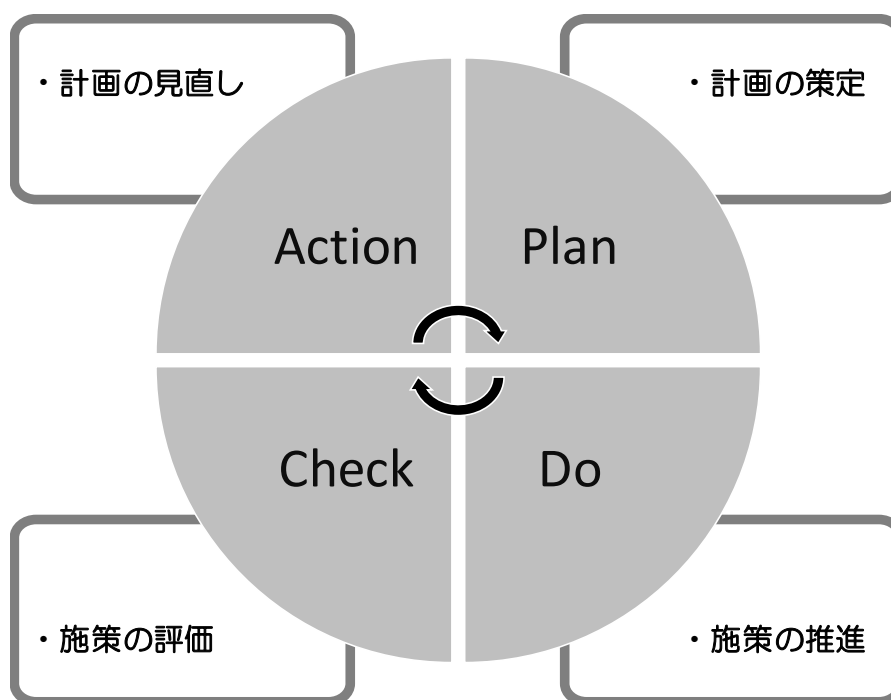
ボランティア・NPO	ボランティア・NPO は、自由な発想で住民のニーズにきめ細かく、迅速に対応できる特徴を持っており、特にボランティアは、災害発生後の復旧時に、今や欠かすことのできない存在となっています。社会福祉協議会との連携も深めながら、行政の支援が届きにくい市のすみずみにまで支援を行き渡らせることが期待されています。
行政	地域福祉計画の策定主体である行政は、市の福祉の向上を目指し、庁内における福祉に関係する部署を始め、ボランティア・NPO、社会福祉法人、市社会福祉協議会などと連携しながら、福祉施策を総合的に推進していく役割を担っています。

2. 計画の進行管理

本計画の推進に当たっては、市民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政が自らの役割を認識し、協働して取り組んでいく必要があります。そのために、広報坂東や市のホームページなどを活用しながら、本計画の積極的な周知に努めます。

また、基本目標に沿って掲げた各施策を推進する過程では、庁内の関係課や関係する機関・団体などと施策推進の状況や課題に関する情報交換が重要となります。そのため、本計画では、下図に示すPDCAサイクルによる進行管理を行い、計画の着実な進行に努めます。

図表 53 PDCA サイクル



資料編

1. 計画の策定経過

日付	委員会等	内容
令和元年 8 月 5 日	第 1 回坂東市地域福祉計画 策定委員会	・坂東市地域福祉計画の概要について ・坂東市の地域福祉についての市民意識調査について
令和元年 11 月 12 日	第 2 回坂東市地域福祉計画 策定委員会	・市民意識調査結果について ・坂東市地域福祉計画の骨子について
令和元年 12 月 26 日	第 3 回坂東市地域福祉計画 策定委員会	・坂東市地域福祉計画の素案について ・パブリック・コメントについて

2. 坂東市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成 20 年 3 月 31 日

告示第 63 号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するにあたり、必要な事項を調査審議するため、坂東市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に関し必要と認めること。

2 委員会は、調査審議した結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 保健、医療及び福祉関係者
- (2) 市民団体等の関係者
- (3) 公募により選出された市民
- (4) 学識経験を有する者

3 委員は、第2条の任務が終了したときは、職を離れるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

3. 坂東市地域福祉計画策定委員会委員名簿

令和元年〇月〇日現在

(順不同・敬称略)

No.	氏 名	職 名
1	◎青木 浩美	坂東市議会教育民生常任委員会 委員長
2	・島 美津子	坂東市民生委員児童委員岩井地区会長
3	○倉持 嘉男	坂東市民生委員児童委員猿島地区会長
4	岩本 康人	岩本医院 院長
5	栗・ ・男	坂東市中心身障害児者父母の会 会長
6	中川 ・子	社会福祉法人 慈光学園 理事長
7	金子 博之	医療法人清風会 吉泉苑 施設長
8	飯住 澄夫	坂東市ボランティア連絡協議会 代表
9	中村 洋一	坂東市区長会連合会 会長（神大実区長）
10	鈴木 康夫	社会福祉法人 坂東市社会福祉協議会事務局長
11	猪瀬 正美	坂東消防署 署長
12	逆井 周三	社会福祉法人 中川福祉会ハートフル広命 代表
13	青柳 信夫	坂東市子ども会育成連合会 会長
14	服部 恵子	ばんどう市女性団体協議会 会長
15	富山 忠保	坂東市身体障害者福祉協議会会長
16	菅沼 康次	坂東市介護保険事業者団体連合会会長
17	佐藤 昌彦	社会福祉法人 寿福祉会 認定こども園 あかつき保育園 園長
18	張替 輝夫	一般市民代表
19	染谷 久男	一般市民代表
20	吉岡 浩之	坂東市保健福祉部長

◎：委員長 ○：副委員長

4. 坂東市の福祉資源

■高齢者にかかわる施設等

令和元年 9 月 1 日現在

名称	所在地	電話	サービス内容等（※）
あずみ苑 岩井	岩井 1823-1	0297-20-8115	居宅介護支援 通所介護 短期入所生活介護
グループホーム 想想	岩井 2039	0297-47-5155	通所介護 認知症対応型共同生活介護
岩井農業協同組合居宅介護支援事業所	岩井 2229	0297-47-4777	居宅介護支援 訪問介護
アプローズ・坂東デイサービスセンター	岩井 2938-1	0297-38-4500	通所介護
リハビリデイサービスほのぼの	岩井3326-1 宇佐見テナント 1 階101号室	0297-38-8201	通所介護 地域密着型通所介護
ケアガーデンすまいる	岩井4278-3	0297-34-0065	居宅介護支援 通所介護
きぬ医師会訪問看護ステーションいわい出張所	岩井4421-6	0297-47-4800	訪問看護
スガヌマ介護支援センター	岩井4443	0297-35-0003	居宅介護支援
グループホーム バンヤンツリー岩井	岩井5200-29	0297-34-3738	認知症対応型共同生活介護
坂東市社協居宅介護支援事業所	辺田48	0297-35-4811	居宅介護支援
リハビリデイサービスあゆみ	辺田629-2	0297-38-8252	通所介護 地域密着型通所介護
リハビリセンターここから	辺田631-2	0297-44-5172	居宅介護支援 通所介護
介護支援センター あさひ	幸田 367	0297-47-3533	訪問介護
デイサービス大空	猫実 796-1	0297-38-6855	居宅介護支援 通所介護 地域密着型通所介護
麗翠堂多機能型ケアホーム	矢作 292	0297-38-0664	小規模多機能型居宅介護
特別養護老人ホーム 長寿の里	中里 1213	0297-36-8080	居宅介護支援 通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設
介護老人保健施設 きねぶち	長谷 989-5	0297-47-3333	居宅介護支援 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設

名称	所在地	電話	サービス内容（※）
グループホーム なかよし	小山 2131-5	0297-38-1883	認知症対応型共同生活介護
特別養護老人ホーム ハートフル広命	小山 258	0297-38-1111	居宅介護支援 通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム 延寿館	長須 1188-2	0297-35-3715	居宅介護支援 通所介護 短期入所生活介護 介護老人福祉施設
デイサービスセンター ひかりの畑	駒跣 940-3	0297-34-3760	居宅介護支援 通所介護
わかなケアサービス	寺久 107-3	0297-20-9570	居宅介護支援 通所介護 地域密着型通所介護
グループホーム 北向内荘	生子 1609-8	0280-82-1155	居宅介護支援 通所介護 認知症対応型共同生活介護
坂東市社協デイサービスセンター	山 2721	0280-88-1000	通所介護 地域密着型通所介護
恵愛荘デイサービスセンター	沓掛 323-1	0297-30-3110	通所介護
特別養護老人ホーム 恵愛荘	沓掛 337	0297-44-3320	居宅介護支援 短期入所生活介護 介護老人福祉施設
訪問看護ステーション愛心会	沓掛 411-1	0297-30-3355	訪問看護
介護老人保健施設 寿桂苑	沓掛 4527-1	0297-44-2345	居宅介護支援 通所リハビリテーション 短期入所療養介護 介護老人保健施設
デイサロン リハ&スパ	沓掛 4347-1	0297-21-3466	通所介護

※サービス内容の詳細はそれぞれの施設にご確認ください。

■障がい者・障がい児にかかわる施設等

令和元年 9 月 1 日現在

名称	区分	所在地	電話	サービス内容等（※）
慈光青年寮	知的	生子 1617	0280-88-0301	障がい者支援施設 短期入所 生活介護 就労移行支援 就労継続支援 B 型
慈光良児園	知的	生子 1617	0280-88-0301	障害児入所施設
暁厚生園	知的	沓掛 4427	0297-44-0022	障がい者支援施設 短期入所（併設） 生活介護
めふきの苑	知的	長谷 3134	0297-35-7111	障がい者支援施設 短期入所 生活介護
博愛学園	知的	沓掛 4419	0297-44-2220	障がい者支援施設 短期入所（空床利用） 生活介護
しずかの創造苑	知的	神田山 2208	0297-35-6311	生活介護 就労継続支援 B 型
丸太	知的	沓掛 5761-3	0297-44-2116	生活介護
オーロラ	知的	沓掛 1805-1	0297-44-0722	グループホーム 生活介護 就労継続支援 B 型
グループホームひかり	知的 精神	沓掛 2448-1	0280-33-8295	グループホーム
桐木ケアホーム	知的	桐木 644-13	0297-36-3385	グループホーム
しずか寮	知的	長谷 751	0297-35-6311 (しずかの創造苑)	グループホーム
みなみ寮		沓掛 5181		
ユタカホーム		沓掛 5178		
慈光ホーム	知的	生子 1617	0280-88-0301	グループホーム
マルタホーム	知的	沓掛 5761-13	0297-44-2116	グループホーム
もみじ寮	知的	沓掛 4947-2	0297-44-0022	グループホーム
青杜	精神	沓掛 4494-4	0297-30-3322 (昇祐会)	グループホーム
山遥		沓掛 4135-1		
親和		沓掛 1623-1		
春詠		沓掛 4484-6		
圭史				
宏心		沓掛 4342-1		

名称	区分	所在地	電話	サービス内容等（※）
吉泉苑	精神	沓掛 421-9	0297-44-3880	短期入所 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援 B 型 宿泊型自立訓練
昇祐会	身体 知的 精神	沓掛 4484-6	0297-30-3322	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
介護支援センターあさひ	身体 知的 精神	幸田 367	0297-47-3533	居宅介護 重度訪問介護
慈光倶楽部	身体 知的 精神	生子 1617	0280-88-7690	障害者就業・生活支援センター
慈光相談支援センター	身体 知的 精神	生子 1617	0280-88-7691	相談支援
あかつき相談支援事業所	知的 精神	沓掛 334	0297-44-0022	相談支援
相談支援事業所あゆむ	知的	神田山 2208	0297-35-6311	相談支援
地域生活支援センター煌	精神	沓掛 411-1	0297-30-3071	相談支援
そよかぜ	身体 知的	山 2721	0280-88-1000	地域活動支援センターⅢ型
はあとぼっぼ	精神	岩井 4411	0297-36-2900	地域活動支援センターⅢ型
つくし	児童	山 2717 番地 1	0297-44-3907 0280-88-0100	児童発達支援
にじ	児童	沓掛 1781-2	0297-30-3639	放課後等デイサービス
おとつぷ	児童	岩井 4513-1	0297-21-6306	放課後等デイサービス
エンジョイライフ	児童	大口 2832-4	0297-38-8217	放課後等デイサービス
しとく館 自立支援学習センター 放課後デイ坂東第 1 教室	児童	辺田 502-46	0297-21-4109	放課後等デイサービス
ドレミファソライズ FC 坂東	児童	岩井 3440-1 YMビル 3 階	0297-34-1820	放課後等デイサービス

※サービス内容の詳細はそれぞれの施設にご確認ください。

■児童にかかわる施設等

【市内の幼稚園・認定こども園・保育所・地域型保育】 令和元年9月1日現在

名称	区分	所在地	電話
猿島幼稚園	市立（幼稚園）	沓掛 6083-3	0297-44-3221
若草明德幼稚園	私立（幼稚園）	逆井 3503-10	0280-88-1919
認定こども園ふたば	市立（認定こども園）	岩井 2211-25	0297-38-7654
認定こども園ひまわり	市立（認定こども園）	辺田 1188-3	0297-44-8555
認定こども園あかつき保育園	私立（認定こども園）	大谷口 1037	0297-38-0101
認定こども園小山保育園	私立（認定こども園）	小山 123	0297-38-1171
認定こども園すずのき	私立（認定こども園）	長須 3746	0297-35-4501
認定こども園サンキッズ	私立（認定こども園）	岩井 4678-3	0297-44-5455
岩井保育園	私立（保育園）	岩井 2720-8	0297-35-1555
さしま保育園	私立（保育園）	生子 2220	0280-88-7505
若草明德保育園	私立（保育園）	逆井 3503-14	0280-88-8000
夢遊児園	私立（地域型保育）	辺田 954-8	0297-35-1149
七星	私立（地域型保育）	沓掛 4484-3	0297-44-0028

【児童クラブ】

名称	対象区域	開設場所
あひるクラブ	岩井第一小	1 階教室（2 教室使用）
ニコニコクラブ	岩井第二小	放課後児童クラブ辺田館保育室
元気クラブ	弓馬田小	1 階教室
なつめっ子クラブ	飯島小	1 階教室
ちびっこクラブ	神大実小	1 階教室
ひまわりクラブ	七郷小	1 階教室
なかよしクラブ	七重小	1 階教室
児童クラブ「ひまわり」	中川小	小山保育園内専用保育室
児童クラブ「青空」	長須小	すずのき保育園内専用保育室
さしま保育園児童クラブ	生子菅小	放課後児童クラブ生子館保育室
若草児童クラブ	逆井山小	若草明德保育園内専用保育室
明德児童クラブ	沓掛小 内野山小	放課後児童クラブ沓掛館保育室 猿島幼稚園空き教室

5. アンケート調査結果 集計表

※小数点以下第2位を四捨五入しているため、割合の合計が100.0%にならない場合があります。

あなた（宛名の方）自身について

問1 あなたの性別は、次のうちどれですか。（○は1つだけ）

	人数（人）	割合（%）
1: 男性	263	45.3
2: 女性	312	53.8
無回答	5	0.9
合計	580	100.0

問2 あなたの年齢（令和元年8月1日現在）は、何歳ですか。（○は1つだけ）

	人数（人）	割合（%）
1: 20歳代	28	4.8
2: 30歳代	64	11.0
3: 40歳代	77	13.3
4: 50歳代	89	15.3
5: 60歳代	137	23.6
6: 70歳以上	182	31.4
無回答	3	0.5
合計	580	100.0

問3 あなたが住んでいる小学校区は、どちらですか。（○は1つだけ）

	人数（人）	割合（%）
1: 七重小学校区	51	8.8
2: 弓馬田小学校区	29	5.0
3: 飯島小学校区	19	3.3
4: 神大実小学校区	47	8.1
5: 岩井第一小学校区	67	11.6
6: 岩井第二小学校区	72	12.4
7: 七郷小学校区	64	11.0
8: 中川小学校区	36	6.2
9: 長須小学校区	38	6.6
10: 生子菅小学校区	36	6.2
11: 逆井山小学校区	46	7.9
12: 沓掛小学校区	58	10.0
13: 内野山小学校区	8	1.4
無回答	9	1.6
合計	580	100.0

問 4 あなたの主な職業は何ですか。(○は1つだけ)

	人数(人)	割合(%)
1: 会社員、団体職員	153	26.4
2: 公務員	9	1.6
3: 自営業(農業等を除く)	58	10.0
4: 農業等	51	8.8
5: 学生	5	0.9
6: 家事専業	39	6.7
7: パート・アルバイト	90	15.5
8: 無職	151	26.0
9: その他	18	3.1
無回答	6	1.0
合計	580	100.0

問 5 あなたの家族構成はどのようになっていますか。(○は1つだけ)

	人数(人)	割合(%)
1: ひとり暮らし(単身)	25	4.3
2: 夫婦のみ	91	15.7
3: 二世帯世帯(親と子)	279	48.1
4: 三世帯世帯(親と子と孫)	139	24.0
5: その他	42	7.2
無回答	4	0.7
合計	580	100.0

問 6 配偶者との現在の関係はどのようになっていますか。(○は1つだけ)

	人数(人)	割合(%)
1: 同居している	403	69.5
2: 単身赴任中	6	1.0
3: 別居している	12	2.1
4: 離別・死別した	72	12.4
5: 配偶者・パートナーはいない	81	14.0
無回答	6	1.0
合計	580	100.0

問 7 あなたが現在一緒に住んでいるご家族のなかに、つぎのような人(あなた自身を含みます。)はいいますか。

(あてはまるものすべてに○)

	人数(人)	割合(%)
1: 乳幼児	47	8.1
2: 小学生	85	14.7
3: 中学生	43	7.4
4: 高校生	64	11.0
5: 65歳以上の人	316	54.5
6: 介護を必要とする人	71	12.2
7: 障がいのある人	54	9.3
8: いずれもない	132	22.8
無回答	14	2.4
合計	580	

問 8 あなたは坂東市（合併以前の旧岩井市、旧猿島町時代を含みます。）に住んで何年になりますか。

（○は1つだけ）

	人数（人）	割合（％）
1： 1年未満	3	0.5
2： 1年以上5年未満	12	2.1
3： 5年以上10年未満	16	2.8
4： 10年以上20年未満	38	6.6
5： 20年以上30年未満	62	10.7
6： 30年以上	447	77.1
無回答	2	0.3
合計	580	100.0

問 9 あなたがお持ちの専門的知識や技能を教えてください。（あてはまるものすべてに○）

	人数（人）	割合（％）
1： 農業、園芸など	79	13.6
2： 大工、リフォーム作業など	18	3.1
3： 介護、看護など	29	5.0
4： 栄養、調理、うどん・そば打ちなど	22	3.8
5： 経理、会計など	19	3.3
6： 生産管理、品質管理など	27	4.7
7： パソコン、インターネットなど	39	6.7
8： 書道、デザインなど	17	2.9
9： 学習指導など	9	1.6
10： スポーツ指導など	15	2.6
11： その他	56	9.7
12： 特になし	297	51.2
無回答	11	1.9
合計	580	

問 10 ご家庭の家計の余裕はどの程度か教えてください。（○は1つだけ）

	人数（人）	割合（％）
1： 全く余裕がない	117	20.2
2： あまり余裕がない	189	32.6
3： どちらともいえない	167	28.8
4： ある程度余裕がある	97	16.7
5： かなり余裕がある	4	0.7
無回答	6	1.0
合計	580	100.0

問 11 現在、あなたはどの程度幸せですか。「とても不幸せ（0点）」から「とても幸せ（10点）」の間で表すと、何点だと思いますか。数字に○を付けてください。（○は1つだけ）

	人数（人）	割合（%）
1： 0点	7	1.2
2： 1点	9	1.6
3： 2点	21	3.6
4： 3点	35	6.0
5： 4点	38	6.6
6： 5点	143	24.7
7： 6点	60	10.3
8： 7点	72	12.4
9： 8点	95	16.4
10： 9点	41	7.1
11： 10点	49	8.4
無回答	10	1.7
合計	580	100.0

地域との関わりについて

問 12 あなたにとって「地域」とは、どんな範囲のことだと思いますか。（○は1つだけ）

	人数（人）	割合（%）
1： 隣近所	65	11.2
2： 町内会（自治会）	86	14.8
3： 小学校区	69	11.9
4： 中学校区	7	1.2
5： 地区	163	28.1
6： 坂東市全体	120	20.7
7： その他	2	0.3
8： 地域を意識したことがない	59	10.2
無回答	9	1.6
合計	580	100.0

問 13 あなたは隣近所の方と、どの程度のお付き合いがありますか。（○は1つだけ）

	人数（人）	割合（%）
1： 困りごとを話し合うなど、家族同様の付き合いをしている	19	3.3
2： 簡単な頼みごとや、物の貸し借りなどをしあう付き合いをしている	86	14.8
3： 立ち話や情報の交換をしあう付き合いをしている	204	35.2
4： 顔を合わせたとき、あいさつをしあうぐらいの付き合いをしている	222	38.3
5： ほとんど付き合いがない	40	6.9
無回答	9	1.6
合計	580	100.0

問 14 あなたは隣近所の方と、どの程度のお付き合いをしたいと思いますか。（○は1つだけ）

	人数（人）	割合（%）
1： 困りごとを話し合うなど、家族同様の付き合い	21	3.6
2： 簡単な頼みごとや、物の貸し借りなどをしあう付き合い	123	21.2
3： 立ち話や情報の交換をしあう付き合い	250	43.1
4： 顔を合わせたとき、あいさつをしあうぐらいの付き合い	159	27.4
5： 付き合いたいとは思わない	19	3.3
無回答	8	1.4
合計	580	100.0

問 15 あなたの住んでいる地域での課題や問題となっているものは何だと思いますか。（主なもの3つまで○）

	人数（人）	割合（%）
1： 地域の人たちの付き合い方	73	12.6
2： 古いしきたり	165	28.4
3： 地域の連帯感（助け合い）の喪失	63	10.9
4： 異なる世代間の交流	77	13.3
5： 地域文化の伝承	31	5.3
6： 家庭・地域の子育て機能の低下	48	8.3
7： 家庭介護力の低下	46	7.9
8： 道路の整備	173	29.8
9： 地域の環境美化	57	9.8
10： ごみの減量化	41	7.1
11： 防犯対策の充実	116	20.0
12： 防災対策の充実	64	11.0
13： 医療体制の充実	169	29.1
14： 学校教育の充実	31	5.3
15： 交通安全対策の充実	40	6.9
16： 公園など子供の遊び場の充実	59	10.2
17： 障がい者の自立支援の充実	17	2.9
18： 高齢者の自立支援の充実	123	21.2
19： 健康づくりの場・機会の充実	54	9.3
20： その他	32	5.5
無回答	14	2.4
合計	580	

問 16 あなたは暮らしの問題（ ゴミ処理 ・ 防犯など ）で困ったとき、誰に相談しますか。（主なもの 3 つまで○）

	人数（人）	割合（%）
1： 家族 ・ 親戚	353	60.9
2： 近所の人	217	37.4
3： 知人 ・ 友人	150	25.9
4： 職場の同僚 ・ 上司	40	6.9
5： 自治会の役員	142	24.5
6： 民生委員児童委員	6	1.0
7： 市役所の相談窓口	194	33.4
8： 市社会福祉協議会の相談窓口	18	3.1
9： 警察	109	18.8
10： その他	8	1.4
11： 相談できる人がいない	20	3.4
12： 相談するところがない	22	3.8
13： 相談はしない	25	4.3
無回答	10	1.7
合計	580	

問 17 あなたの地域の行事等への参加度合いは、どの程度ですか。（○は 1 つだけ）

	人数（人）	割合（%）
1： 積極的に参加している	80	13.8
2： ほどほどに参加している	202	34.8
3： あまり参加していない	136	23.4
4： 参加していない	148	25.5
無回答	14	2.4
合計	580	100.0

※問 17 で、「積極的に参加している」～「あまり参加していない」と回答した方におたずねします。

問 18 あなたが参加している、又は参加したことがある地域の行事等は、どのようなものですか。

（あてはまるものすべてに○）

	人数（人）	割合（%）
1： 町内会の行事 ・ 活動	294	70.3
2： 子ども会 ・ 育成会の行事 ・ 活動	105	25.1
3： 青年団 ・ 壮年団の行事 ・ 活動	18	4.3
4： 婦人会の行事 ・ 活動	28	6.7
5： シニアクラブの行事 ・ 活動	52	12.4
6： 地区（まちづくり）の行事 ・ 活動	126	30.1
7： 福祉に関する活動	30	7.2
8： 健康に関する活動	37	8.9
9： 隣近所との助け合い	91	21.8
10： 消防 ・ 交通安全に関する活動	46	11.0
11： ボランティア活動	63	15.1
12： その他	17	4.1
無回答	11	2.6
合計	418	

問 19 あなたが地域で活動をする際に、支障になることがありますか。（主なもの3つまで○）

	人数（人）	割合（％）
1： 仕事・学校の都合で時間がない	225	38.8
2： 家事・育児で時間がない	40	6.9
3： 病人・高齢者・障がいのある人の介護で時間がない	34	5.9
4： 健康や体力に自信がない	119	20.5
5： 家族の理解がない	6	1.0
6： 参加方法などの情報がない	70	12.1
7： 身近なところに活動の場がない	73	12.6
8： 興味をもてる活動がない	113	19.5
9： 人間関係がわずらわしい	96	16.6
10： 地域活動はやりたくない	36	6.2
11： その他	24	4.1
12： 特に支障はない	145	25.0
無回答	30	5.2
合計	580	

問 20 あなたは、地域の活動を行う上での問題点は何だと思いますか。（主なもの3つまで○）

	人数（人）	割合（％）
1： 活動の中心になる人が高齢化している	223	38.4
2： 活動する人（特に若年層）の確保が難しい	213	36.7
3： 行政、社会福祉協議会、ボランティアの連携が十分でない	42	7.2
4： 活動に対する住民の関心が低い	240	41.4
5： プライバシーの確保が難しい	36	6.2
6： 活動のための資金が十分でない	43	7.4
7： 活動のための場所の確保が難しい	19	3.3
8： 活動のための情報が十分でない	112	19.3
9： 福祉活動やボランティアに関する教育・訓練の機会が少ない	41	7.1
10： その他	25	4.3
11： 特に問題はない	70	12.1
無回答	48	8.3
合計		

地域福祉に関する考えと参加の意向について

問 21 あなたは、地域で生じているさまざまな福祉分野の生活課題（高齢者・障がいのある人の生活、子育て、健康づくりに関する問題など）に対し、地域住民が自主的にお互いを支え合い、助け合う関係が必要だと思いますか。（○は1つだけ）

	人数（人）	割合（％）
1： 必要だと思う	222	38.3
2： あった方がよい	255	44.0
3： 必要だと思わない	12	2.1
4： わからない	79	13.6
無回答	12	2.1
合計	580	100.0

問 22 あなたは、地域活動やボランティア活動、地域や住民に対する各種の支援活動等に、どの程度取り組んでいきたいと考えますか。（○は 1 つだけ）

	人数（人）	割合（％）
1： 積極的に取り組んでいきたい	17	2.9
2： できるだけ取り組んでいきたい	125	21.6
3： 機会があれば取り組んでもよい	249	42.9
4： あまり取り組みたくない	90	15.5
5： 取り組むことができない	73	12.6
6： その他	11	1.9
無回答	15	2.6
合計	580	100.0

問 23 地域活動やボランティア活動を活発にするためには何が必要だと思いますか。（主なもの 3 つまで○）

	人数（人）	割合（％）
1： 活動情報の提供がある	142	24.5
2： 身近なところで活動できる	210	36.2
3： 気軽に参加できる	295	50.9
4： 友人などと一緒に参加できる	105	18.1
5： 良き指導者やリーダーがいる	107	18.4
6： 特技や知識、技能が活かせる	67	11.6
7： 身体的な負担が少ない	149	25.7
8： 経済的な負担が少ない	153	26.4
9： 特にない	57	9.8
10： その他	11	1.9
無回答	31	5.3
合計	580	

問 24 あなたは、高齢者や障がいのある人・子どもなどが住む近所の世帯に対して、支援や協力できることは何だと思いますか。（主なもの3つまで○）

	人数（人）	割合（％）
1： 外出への同行	31	5.3
2： 手紙の代筆・電話かけ	15	2.6
3： 新聞や本の代読	5	0.9
4： 話し相手	218	37.6
5： 相談相手	68	11.7
6： あいさつや安否確認などの声かけ	250	43.1
7： 食事の用意	9	1.6
8： ごみ出し	47	8.1
9： 買い物の手伝い・代行	62	10.7
10： 玄関前などの掃除・庭の手入れ	26	4.5
11： 住居内の荷物の移動	10	1.7
12： 幼稚園などへの送り迎え	7	1.2
13： 短時間の子守り	21	3.6
14： 子どもの登下校時の見守り	129	22.2
15： 防犯のための巡回	99	17.1
16： 災害時の避難支援・安否確認	131	22.6
17： その他	12	2.1
18： 特にできることはない	96	16.6
無回答	19	3.3
合計	580	

問 25 あなたは、問 24 の回答（「外出への同行」～「その他」）に例示されているような地域住民による支援や協力を受けたいと思いますか。（○は1つだけ）

	人数（人）	割合（％）
1： 受けたい	46	7.9
2： どちらかといえば受けたい	116	20.0
3： どちらとも言えない	260	44.8
4： どちらかといえば受けたくない	70	12.1
5： 受けたくない	53	9.1
無回答	35	6.0
合計	580	100.0

※問 25 で、「受けない」「どちらかといえば受けない」と回答した方におたずねします。

問 26 あなたが受けたいと思う支援や協力は何か。（主なものを3つまで○）

	人数（人）	割合（％）
1： 外出への同行	11	6.8
2： 手紙の代筆・電話かけ	1	0.6
3： 新聞や本の代読	2	1.2
4： 話し相手	49	30.2
5： 相談相手	23	14.2
6： あいさつや安否確認などの声かけ	45	27.8
7： 食事の用意	10	6.2
8： ごみ出し	9	5.6
9： 買い物の手伝い・代行	21	13.0
10： 玄関前などの掃除・庭の手入れ	15	9.3
11： 住居内の荷物の移動	5	3.1
12： 幼稚園などへの送り迎え	2	1.2
13： 短時間の子守り	5	3.1
14： 子どもの登下校時の見守り	37	22.8
15： 防犯のための巡回	57	35.2
16： 災害時の避難支援・安否確認	66	40.7
17： その他	5	3.1
無回答	1	0.6
合計	162	

※問 25 で、「どちらかといえば受けたくない」「受けたくない」と回答した方におたずねします。

問 27 あなたが受けたくないと思う理由は何ですか。（○は1つだけ）

	人数（人）	割合（％）
1： プライバシーが守られるかどうか不安だから	23	18.7
2： 地域の人に気を遣うことが嫌いだから	22	17.9
3： 他人の世話にはなりたくないから	26	21.1
4： 必要性を感じないから	42	34.1
5： その他	7	5.7
無回答	3	2.4
合計	123	100.0

問 28 あなたは福祉サービス（※）の情報をどこから入手していますか。（主なもの 3 つまで○）

※福祉サービス：行政が行う高齢者福祉、介護保険、障害福祉、児童福祉などに関するサービス

	人数（人）	割合（％）
1： 家族・親戚	145	25.0
2： 近所の人	83	14.3
3： 知人・友人	78	13.4
4： 広報ばんど	350	60.3
5： 市役所の窓口	47	8.1
6： 町内会の回覧板	100	17.2
7： 民生委員児童委員	12	2.1
8： 学校・職場	33	5.7
9： 市・関係機関のチラシ	167	28.8
10： 新聞・雑誌	31	5.3
11： テレビ・ラジオ	48	8.3
12： 福祉関係団体	27	4.7
13： インターネット・ホームページ	57	9.8
14： その他	21	3.6
無回答	22	3.8
合計	580	

問 29 あなたは、自分に必要な福祉サービスの情報をどの程度入手できているとお考えですか。（○は 1 つだけ）

	人数（人）	割合（％）
1： 十分入手できている	16	2.8
2： 十分ではないが、入手できている	194	33.4
3： あまり入手できていない	180	31.0
4： ほとんど入手できていない	150	25.9
5： その他	17	2.9
無回答	23	4.0
合計	580	100.0

※問 29 で、「あまり入手できていない」「ほとんど入手できていない」と回答した方におたずねします。

問 30 情報の入手ができていない理由は何ですか。（あてはまるものすべてに○）

	人数（人）	割合（％）
1： どこで信頼できる情報を得たらよいかわからない	169	51.2
2： 情報提供が遅い	18	5.5
3： 情報がむずかしすぎて、よくわからない	95	28.8
4： 情報量が多すぎる	10	3.0
5： 情報量が少なすぎる	69	20.9
6： その他	26	7.9
無回答	10	3.0
合計	330	

問 31 あなたは、次のことがらについてご存じですか。（それぞれ1つに○）

		知 っている	知 らない	内 容は知らな かったが言葉は聞 いたことがある	無 回 答	合 計
ア 地域福祉計画	人数（人）	42	351	126	61	580
	割合（％）	7.2	60.5	21.7	10.5	100.0
イ 民生委員児童委員	人数（人）	278	122	139	41	580
	割合（％）	47.9	21.0	24.0	7.1	100.0
ウ 住まいの地域を担当する民生委員の名前	人数（人）	178	337	0	65	580
	割合（％）	30.7	58.1	0.0	11.2	100.0
エ 成年後見制度	人数（人）	133	289	103	55	580
	割合（％）	22.9	49.8	17.8	9.5	100.0
オ 坂東市社会福祉協議会	人数（人）	235	140	154	51	580
	割合（％）	40.5	24.1	26.6	8.8	100.0
カ 坂東市生活困窮者自立相談支援事業	人数（人）	47	369	104	60	580
	割合（％）	8.1	63.6	17.9	10.3	100.0
キ 坂東市避難行動要支援者名簿	人数（人）	25	435	62	58	580
	割合（％）	4.3	75.0	10.7	10.0	100.0
ク 地域共生社会	人数（人）	31	417	79	53	580
	割合（％）	5.3	71.9	13.6	9.1	100.0

心の健康や自殺・自殺予防について

問 32 あなたは、日頃、下のア～キのそれぞれの問題に関して、悩みや苦勞、ストレス、不満を感じることがありますか。

（それぞれ1つに○）

		意 識して感じ たことは ない	か つてあ った が今は ない	現 在 あ る	無 回 答	合 計
ア 家庭の問題 （家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）	人数（人）	267	123	138	52	580
	割合（％）	46.0	21.2	23.8	9.0	100.0
イ 病気など健康の問題 （自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み等）	人数（人）	272	76	188	44	580
	割合（％）	46.9	13.1	32.4	7.6	100.0
ウ 経済的な問題 （倒産、事業不振、借金、失業、生活困窮等）	人数（人）	349	66	110	55	580
	割合（％）	60.2	11.4	19.0	9.5	100.0
エ 勤務関係の問題 （転勤、仕事の不振、職場の人間関係、長時間労働等）	人数（人）	314	102	86	78	580
	割合（％）	54.1	17.6	14.8	13.4	100.0
オ 恋愛関係の問題 （失恋、結婚をめぐる悩み等）	人数（人）	402	55	32	91	580
	割合（％）	69.3	9.5	5.5	15.7	100.0
カ 学校の問題 （いじめ、学業不振、教師との人間関係等）	人数（人）	393	80	19	88	580
	割合（％）	67.8	13.8	3.3	15.2	100.0
キ その他	人数（人）	135	8	16	421	580
	割合（％）	23.3	1.4	2.8	72.6	100.0

問 33 あなたは、日々の生活の中で、次のように感じるがありますか。（それぞれ 1 つに○）

		まったく ない	少しだけ ある	時々 ある	よく ある	いつも ある	無 回 答	合 計
ア	ちょっとしたことでイライラしたり不安に感じることもある	人数（人）	79	190	181	60	32	580
		割合（%）	13.6	32.8	31.2	10.3	5.5	100.0
イ	絶望的だと感じることもある	人数（人）	305	122	64	24	18	580
		割合（%）	52.6	21.0	11.0	4.1	3.1	100.0
ウ	それぞれ落ち着かなく感じることもある	人数（人）	269	153	79	26	9	580
		割合（%）	46.4	26.4	13.6	4.5	1.6	100.0
エ	気分が沈み、気が晴れないように感じることもある	人数（人）	169	198	115	44	11	580
		割合（%）	29.1	34.1	19.8	7.6	1.9	100.0
オ	何をするにも面倒だと感じることもある	人数（人）	111	209	134	65	22	580
		割合（%）	19.1	36.0	23.1	11.2	3.8	100.0
カ	自分は価値のない人間だと感じることもある	人数（人）	264	138	87	28	14	580
		割合（%）	45.5	23.8	15.0	4.8	2.4	100.0

問 34 あなたは、日常生活の不満、悩み、苦勞、ストレスを解消するために、次のことをどのくらいしますか。

（それぞれ 1 つに○）

		ま た く し な い	あ ま り し な い	時 々 す る	よ く す る	無 回 答	合 計
ア	運動する	人数（人）	124	165	181	67	580
		割合（%）	21.4	28.4	31.2	11.6	100.0
イ	お酒を飲む	人数（人）	258	64	99	113	580
		割合（%）	44.5	11.0	17.1	19.5	100.0
ウ	睡眠をとる	人数（人）	40	81	160	246	580
		割合（%）	6.9	14.0	27.6	42.4	100.0
エ	人に話をきいてもらう	人数（人）	71	153	205	101	580
		割合（%）	12.2	26.4	35.3	17.4	100.0
オ	趣味やレジャーをする	人数（人）	68	101	226	136	580
		割合（%）	11.7	17.4	39.0	23.4	100.0
カ	我慢して時間が経つのを待つ	人数（人）	126	144	176	71	580
		割合（%）	21.7	24.8	30.3	12.2	100.0
キ	その他	人数（人）	57	4	12	15	580
		割合（%）	9.8	0.7	2.1	2.6	100.0

問 35 あなたは悩みやストレスを感じた時に、どう考えますか。（それぞれ 1 つに○）

		そう 思わない	そう 思わない あまり	どちらとも いえない	やや そう思う	そう 思う	無 回 答	合 計	
ア	助けを求めたり、誰かに相談したいと思う	人数（人）	76	95	103	148	127	31	580
		割合（％）	13.1	16.4	17.8	25.5	21.9	5.3	100.0
イ	誰かに相談をしたりすることは恥ずかしいことだと思う	人数（人）	177	142	132	53	30	46	580
		割合（％）	30.5	24.5	22.8	9.1	5.2	7.9	100.0
ウ	悩みやストレスを感じていることを、他人に知られたくないと思う	人数（人）	101	130	140	104	63	42	580
		割合（％）	17.4	22.4	24.1	17.9	10.9	7.2	100.0
エ	誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う	人数（人）	284	108	110	16	15	47	580
		割合（％）	49.0	18.6	19.0	2.8	2.6	8.1	100.0
オ	悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う	人数（人）	227	116	136	37	22	42	580
		割合（％）	39.1	20.0	23.4	6.4	3.8	7.2	100.0

問 36 あなたは悩みやストレスを感じた時に、以下の人々に相談すると思いますか。（それぞれに 1 つに○）

			意識して感じ たことはない	かつてあ ったが 今はない	現在 ある	無 回 答	合 計
ア	家族や親族	人数（人）	69	188	285	38	580
		割合（％）	11.9	32.4	49.1	6.6	100.0
イ	友人や同僚	人数（人）	142	173	213	52	580
		割合（％）	24.5	29.8	36.7	9.0	100.0
ウ	インターネット上のつながりだけの人	人数（人）	485	20	6	69	580
		割合（％）	83.6	3.4	1.0	11.9	100.0
エ	先生や上司	人数（人）	362	81	62	75	580
		割合（％）	62.4	14.0	10.7	12.9	100.0
オ	近所の人（自治会の人、民生委員など）	人数（人）	384	108	21	67	580
		割合（％）	66.2	18.6	3.6	11.6	100.0
カ	かかりつけの医療機関の職員 （医師、看護師、薬剤師など）	人数（人）	215	215	93	57	580
		割合（％）	37.1	37.1	16.0	9.8	100.0
キ	公的な相談機関 （地域包括支援センター、市役所など）の職員など	人数（人）	326	171	25	58	580
		割合（％）	56.2	29.5	4.3	10.0	100.0
ク	民間の相談機関 （有料のカウンセリングセンターなど）の相談員	人数（人）	415	85	12	68	580
		割合（％）	71.6	14.7	2.1	11.7	100.0
ケ	同じ悩みを抱える人	人数（人）	285	199	37	59	580
		割合（％）	49.1	34.3	6.4	10.2	100.0
コ	市が開催する各種相談会 （法律、税務などの相談）の専門家	人数（人）	322	177	15	66	580
		割合（％）	55.5	30.5	2.6	11.4	100.0
サ	その他	人数（人）	84	12	4	480	580
		割合（％）	14.5	2.1	0.7	82.8	100.0

問 37 あなたは悩みやストレスを感じた時に、以下の方法を使って悩みを相談したいと思いますか。（それぞれ 1 つに○）

		利用しないと思う	実際にしたことはないが利用すると思う	利用したことがある	無回答	合計
ア 直接会って相談する（訪問相談を含む）	人数（人）	289	197	37	57	580
	割合（%）	49.8	34.0	6.4	9.8	100.0
イ 電話を利用して相談する	人数（人）	288	191	41	60	580
	割合（%）	49.7	32.9	7.1	10.3	100.0
ウ メールを利用して相談する	人数（人）	397	89	15	79	580
	割合（%）	68.4	15.3	2.6	13.6	100.0
エ LINE（ライン）や Facebook（フェイスブック）などの SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用して相談する	人数（人）	426	61	22	71	580
	割合（%）	73.4	10.5	3.8	12.2	100.0
オ Twitter（ツイッター）や掲示板などを利用してインターネット上の不特定多数に流す	人数（人）	485	20	4	71	580
	割合（%）	83.6	3.4	0.7	12.2	100.0
カ インターネットを利用して解決法を検索する	人数（人）	324	113	71	72	580
	割合（%）	55.9	19.5	12.2	12.4	100.0
キ その他	人数（人）	91	7	3	479	580
	割合（%）	15.7	1.2	0.5	82.6	100.0

問 38 理由はわからないけれども、身近な人がいつもと違った様子で辛そうに見えた時に、あなたがどうするかについてお聞きます。（それぞれ 1 つに○）

		しない	あまりしない	時々する	よくする	無回答	合計
ア 相手が相談をしてくるまで何もしないで待つ	人数（人）	114	188	163	38	77	580
	割合（%）	19.7	32.4	28.1	6.6	13.3	100.0
イ 心配していることを伝えて見守る	人数（人）	77	139	232	57	75	580
	割合（%）	13.3	24.0	40.0	9.8	12.9	100.0
ウ 自分から声をかけて話を聞く	人数（人）	98	145	224	48	65	580
	割合（%）	16.9	25.0	38.6	8.3	11.2	100.0
エ 「元気を出して」と励ます	人数（人）	106	151	212	44	67	580
	割合（%）	18.3	26.0	36.6	7.6	11.6	100.0
オ 先回りして相談先を探しておく	人数（人）	322	138	34	5	81	580
	割合（%）	55.5	23.8	5.9	0.9	14.0	100.0
カ その他	人数（人）	66	14	8	1	491	580
	割合（%）	11.4	2.4	1.4	0.2	84.7	100.0

問 39 問 38 での「相手が相談をしてくるまで何もしないで待つ」～「その他」の中で、最もよくする対応を教えてください。また、その理由を教えてください。（SA）

	人数（人）	割合（%）
1： 相手が相談をしてくるまで何もしないで待つ	63	12.7
2： 心配していることを伝えて見守る	105	21.1
3： 自分から声をかけて話を聞く	100	20.1
4： 「元気を出して」と励ます	30	6.0
5： 先回りして相談先を探しておく	2	0.4
6： その他	2	0.4
無回答	195	39.2
合計	197	100.0

問 40 あなたは「自殺」についてどのように思いますか。（それぞれに 1 つに○）

			そう 思わ ない	ど ち ら か と い う と そ う 思 わ ない	ど ち ら か と も い え ない	ど ち ら か と い う と そ う 思 う	そ う 思 う	無 回 答	合 計
ア	生死は最終的に本人の判断に 任せるべき	人数（人）	203	39	178	49	48	63	580
		割合（％）	35.0	6.7	30.7	8.4	8.3	10.9	100.0
イ	自殺せずに生きていけば良いこと がある	人数（人）	27	12	133	127	224	57	580
		割合（％）	4.7	2.1	22.9	21.9	38.6	9.8	100.0
ウ	自殺は繰り返されるので、周囲 の人が止めることはできない	人数（人）	172	80	185	35	39	69	580
		割合（％）	29.7	13.8	31.9	6.0	6.7	11.9	100.0
エ	自殺する人は、よほど辛いことが あったのだと思う	人数（人）	17	16	96	122	269	60	580
		割合（％）	2.9	2.8	16.6	21.0	46.4	10.3	100.0
オ	自殺は自分にはあまり関係がな い	人数（人）	86	36	149	87	155	67	580
		割合（％）	14.8	6.2	25.7	15.0	26.7	11.6	100.0
カ	自殺は本人の弱さから起こる	人数（人）	117	46	209	66	77	65	580
		割合（％）	20.2	7.9	36.0	11.4	13.3	11.2	100.0
キ	自殺は本人が選んだことだから 仕方がない	人数（人）	165	57	200	48	42	68	580
		割合（％）	28.4	9.8	34.5	8.3	7.2	11.7	100.0
ク	自殺を口にする人は、本当に自 殺はしない	人数（人）	79	35	240	78	79	69	580
		割合（％）	13.6	6.0	41.4	13.4	13.6	11.9	100.0
ケ	自殺は恥ずかしいことである	人数（人）	127	50	218	48	68	69	580
		割合（％）	21.9	8.6	37.6	8.3	11.7	11.9	100.0
コ	防ぐことができる自殺も多い	人数（人）	10	14	84	148	259	65	580
		割合（％）	1.7	2.4	14.5	25.5	44.7	11.2	100.0
サ	自殺をしようとする人の多くは、 何らかのサインを発している	人数（人）	13	13	125	168	197	64	580
		割合（％）	2.2	2.2	21.6	29.0	34.0	11.0	100.0
シ	自殺を考える人は、様々な問題 を抱えていることが多い	人数（人）	11	6	87	162	248	66	580
		割合（％）	1.9	1.0	15.0	27.9	42.8	11.4	100.0
ス	自殺を考える人の多くは、精神 的に追い詰められて他の方法を 思いつかなくなっている	人数（人）	12	8	64	148	285	63	580
		割合（％）	2.1	1.4	11.0	25.5	49.1	10.9	100.0

問 41 もし身近な人から「死にたい」と打ち明けられた時、あなたはどのように対応しますか。（あてはまるものすべてに○）

	人数（人）	割合（％）
1： 相談に乗らない、もしくは話題を変える	14	2.4
2： 「頑張って」と励ます	67	11.6
3： 「死んではいけない」と説得する	213	36.7
4： 「バカなことを考えるな」と叱る	143	24.7
5： 耳を傾けてじっくりと話を聞く	385	66.4
6： 医療機関にかかるよう勧める	131	22.6
7： 解決策を一緒に考える	239	41.2
8： 一緒に相談機関を探す	144	24.8
9： その他	9	1.6
10： 何もしない	8	1.4
無回答	40	6.9
合計	580	

問 42 問 41 の「相談に乗らない、もしくは話題を変える」～「その他」の中で、最もするであろう対応とその対応の理由を教えてください。（○は1つだけ）

	人数（人）	割合（％）
1： 相談に乗らない、もしくは話題を変える	5	0.9
2： 「頑張って」と励ます	9	1.7
3： 「死んではいけない」と説得する	41	7.6
4： 「バカなことを考えるな」と叱る	36	6.7
5： 耳を傾けてじっくりと話を聞く	224	41.5
6： 医療機関にかかるよう勧める	33	6.1
7： 解決策を一緒に考える	31	5.7
8： 一緒に相談機関を探す	23	4.3
9： その他	8	1.5
10： 何もしない	7	1.3
無回答	123	22.8
合計	540	100.0

問 43 あなたは、次のことがらについてご存じですか。（それぞれ1つに○）

		知らない	内容は知らなかったが言葉は聞いたことがある	知っている	無回答	合計
ア 自殺対策基本法	人数（人）	424	91	18	47	580
	割合（%）	73.1	15.7	3.1	8.1	100.0
イ 自殺予防週間	人数（人）	379	107	42	52	580
	割合（%）	65.3	18.4	7.2	9.0	100.0
ウ 自殺対策強化月間	人数（人）	414	83	25	58	580
	割合（%）	71.4	14.3	4.3	10.0	100.0
エ ゲートキーパー	人数（人）	474	39	4	63	580
	割合（%）	81.7	6.7	0.7	10.9	100.0
オ よりそいホットライン	人数（人）	364	125	31	60	580
	割合（%）	62.8	21.6	5.3	10.3	100.0
カ こころの健康相談統一ダイヤル	人数（人）	313	153	60	54	580
	割合（%）	54.0	26.4	10.3	9.3	100.0
キ 茨城いのちの電話	人数（人）	301	147	83	49	580
	割合（%）	51.9	25.3	14.3	8.4	100.0

問 44 あなたはこれまで自殺対策に関する啓発物を見たことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

	人数（人）	割合（%）
1： ポスター	175	30.2
2： パンフレット	72	12.4
3： 広報紙	106	18.3
4： 電光掲示板（テロップ）	11	1.9
5： のぼり・パネル	16	2.8
6： インターネットページ	45	7.8
7： ティッシュ等のキャンペーングッズ	22	3.8
8： 横断幕	10	1.7
9： その他	12	2.1
10： 見たことはない	256	44.1
無回答	57	9.8
合計	580	

※問 44 で、1 ～ 9 に○を付けた方におたずねします。

問 45 その自殺対策に関する啓発物は、どこで見ましたか。（あてはまるものすべてに○）

	人数（人）	割合（％）
1： 市役所・保健センター等の行政機関	120	44.9
2： 図書館・公民館等の公共施設	67	25.1
3： 駅、電車・バス等の交通機関	76	28.5
4： スーパー・コンビニ店舗等の民間施設	26	9.7
5： 家	28	10.5
6： 職場・学校	25	9.4
7： インターネット上	45	16.9
8： その他	22	8.2
無回答	5	1.9
合計	267	

坂東市のこれからの福祉のあり方について

問 46 あなたは、これからの坂東市をどのような「福祉のまち」にしたいですか。（主なもの3つまで○）

	人数（人）	割合（％）
1： お互いに支え合い、助け合いができるまち	196	33.8
2： 差別や偏見のない、誰もが尊重されるまち	148	25.5
3： 安心して子育てできるまち	188	32.4
4： 高齢者や障がいのある人も安心して、働けるまち	117	20.2
5： 高齢者や障がいのある人も安心して、出かけられるまち	153	26.4
6： 将来にわたり、生まれ育った場所で安心して生活できるまち	186	32.1
7： 介護が必要になっても、安心して、施設利用したり、在宅でサービスを利用できるまち	335	57.8
8： いつまでも生きがいをもって、健康に暮らせるまち	192	33.1
9： その他	5	0.9
無回答	20	3.4
合計	580	

問 47 あなたは地域福祉を推進するための必要なことは何だと思いますか。（○は1つだけ）

	人数（人）	割合（％）
1： 学校教育における福祉教育の推進	73	12.6
2： 社会教育における福祉教育の推進	44	7.6
3： 福祉意識を高める広報・啓発の強化	45	7.8
4： 福祉情報の提供の充実	93	16.0
5： 住民と行政の協力（協働）	84	14.5
6： 市民が気軽に利用できる地域ごとの福祉活動の拠点づくり	117	20.2
7： 地域福祉活動を推進する地域リーダーの育成	26	4.5
8： ボランティア、NPO、コミュニティ活動への支援	16	2.8
9： その他	6	1.0
無回答	76	13.1
合計	580	100.0

問 48 あなたは、坂東市民が住み慣れた地域で、安心して暮らしていくためには、どのような福祉の在り方が大切だと思いますか。（主なもの3つまで○）

	人数（人）	割合（%）
1： 在宅福祉サービスの充実	176	30.3
2： 施設サービスの充実	171	29.5
3： 身近なところでの相談窓口の充実	139	24.0
4： 専門性の高い相談支援の充実	62	10.7
5： 福祉に関する情報提供の充実	113	19.5
6： 手当など、個人や家族に対する金銭的な援助の充実	177	30.5
7： 施設や交通機関等におけるバリアフリーの推進	60	10.3
8： 個人の自立を支援するサービスの充実	67	11.6
9： 地域活動や地域福祉活動への公的な援助の充実	61	10.5
10： 地域活動や地域福祉活動を担う人材の育成	73	12.6
11： 気軽に集まれる場の充実	91	15.7
12： 健康づくりや生きがいづくりの推進	81	14.0
13： 市民が共に支え合い、助け合える地域づくりの推進	114	19.7
14： 福祉教育の充実	50	8.6
15： その他	5	0.9
16： 特になし	9	1.6
無回答	30	5.2
合計	580	

問 49 私たち一人ひとりが安心して暮らしていくために、市民の一人としてあなたができることはどんなことがあると思いますか。（○は1つだけ）

	人数（人）	割合（%）
1： 地域活動に積極的に参加する	58	10.0
2： できるだけ地域での出来事に関心を持つ	275	47.4
3： 学校での行事など、家族に関係ある範囲内の活動には参加する	54	9.3
4： まずは家庭内の問題（コミュニケーション不足など）を解決する	97	16.7
5： その他	8	1.4
6： 特になし	48	8.3
無回答	40	6.9
合計	580	100.0

坂東市
地域福祉計画（第3次）・自殺対策推進計画

（令和2年度～令和6年度）

令和2年3月

発行：坂東市

編集：保健福祉部 社会福祉課

茨城県坂東市岩井 4365 番地

電話 0297-35-2121（代表）

ホームページ <http://www.city.bando.lg.jp>